

Ⅱ 整備基準と解説

8 マニュアルの見方

このマニュアルでは、設計者のわかりやすい手引きとなるように、1つの整備項目に対し、次の構成により整備例の紹介を交えながら見開きで解説しています(一部の項目を除く)。実際の設計では建物等の敷地の立地条件を考慮し、建築主や設計者の工夫で「整備基準」に「整備が期待される事項」や「望ましい事項」等をつまみ合わせて、誰もが利用しやすい施設づくりを図ることを目指してください。

■ 基本的な考え方

整備の対象となる施設および箇所を表しています。

■ 整備項目

整備項目について、基本的な考え方を簡潔にまとめてあります。

■ 整備基準

札幌市福祉のまちづくり条例施行規則を基に、整備基準を掲載しています。(原文の記載順を一部入れ替えてあります。)

■ 望ましい整備

条例では規定されていないものの、整備の際に配慮することが望ましい整備内容について示しています。

■ 図表・イラストによる解説

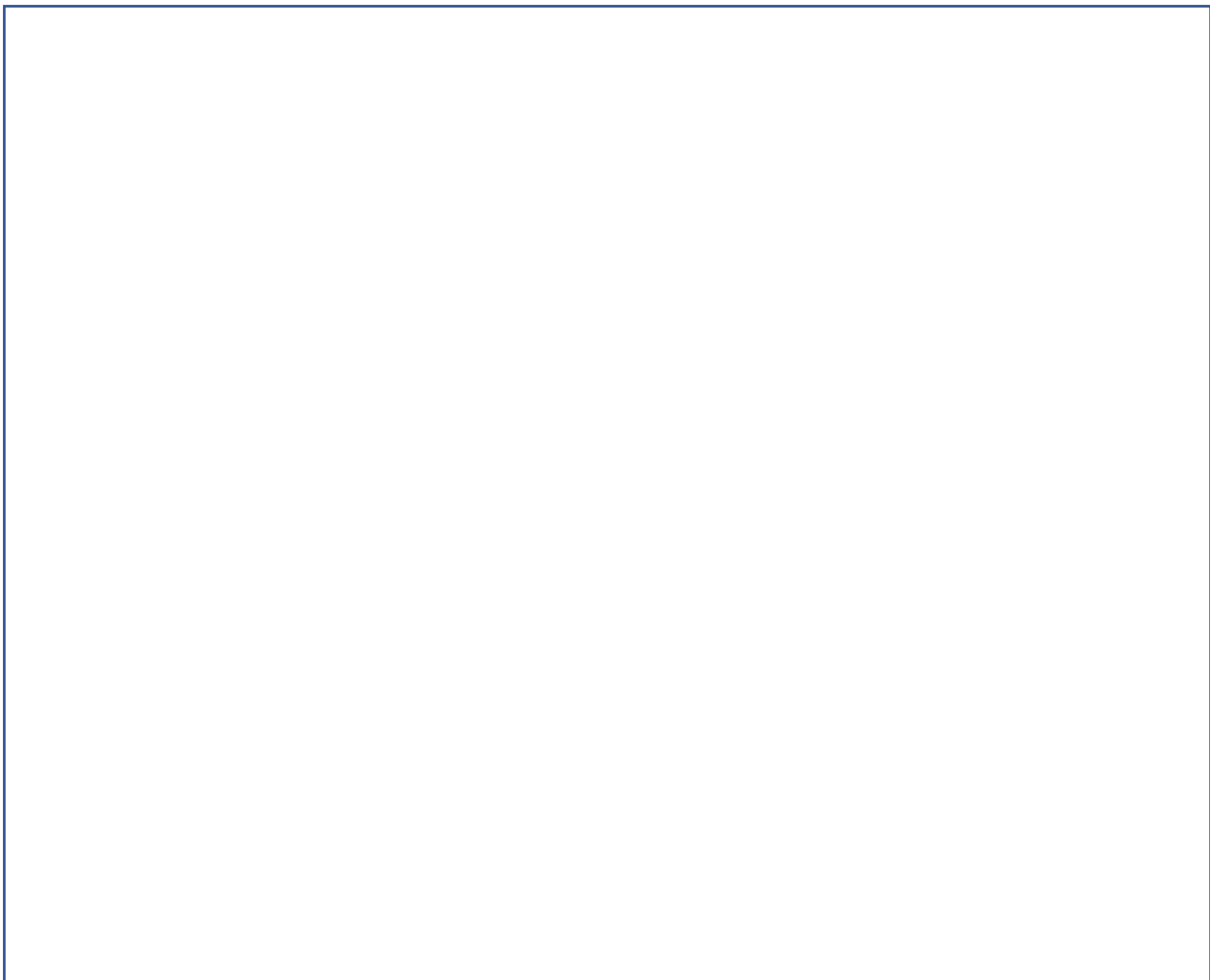
整備基準を取り入れた整備例をイラストなどを使って説明しています。イラストは大項目、小項目で構成されており、大項目は■で、小項目は■で表示しています。図中の●は整備基準です。

■ 解説

整備の意味、目的を説明しています。

■ 利用者の声

市がこれまでに蓄積したバリアフリーチェック等における障がい当事者の意見を掲載しています。



この施設整備マニュアルでは、札幌市の障害をお持ちの方の表記に従い「障がいのある方、」「障がい者」としてはいますが、法令等において「障害者」と表記されている場合、そのまま引用していますので、ご了承ください。

- 例・視覚障害者利用円滑化経路
- ・視覚障害者誘導用ブロック

9. 建築物

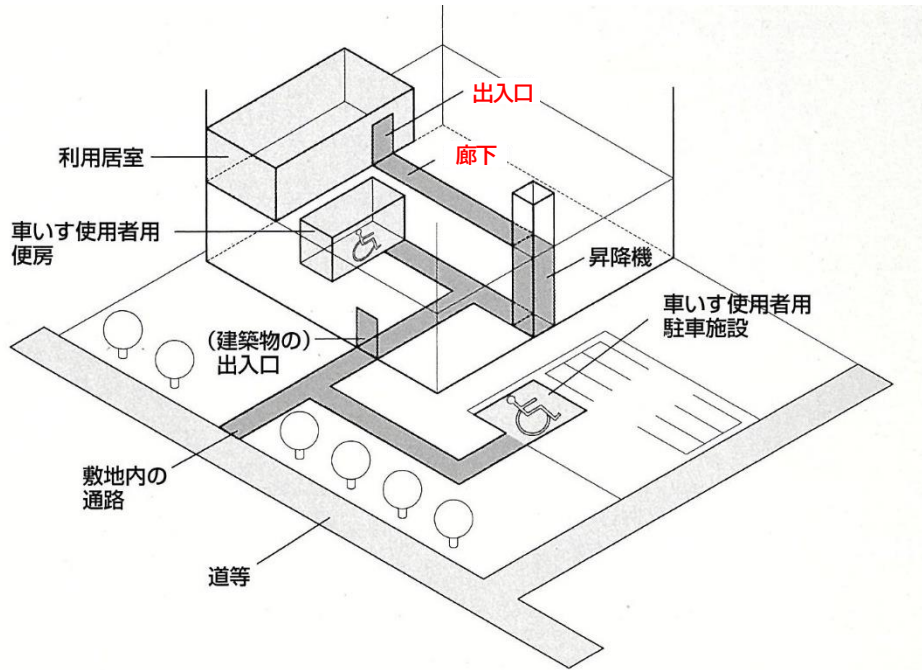
(1) A 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）

B 視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）

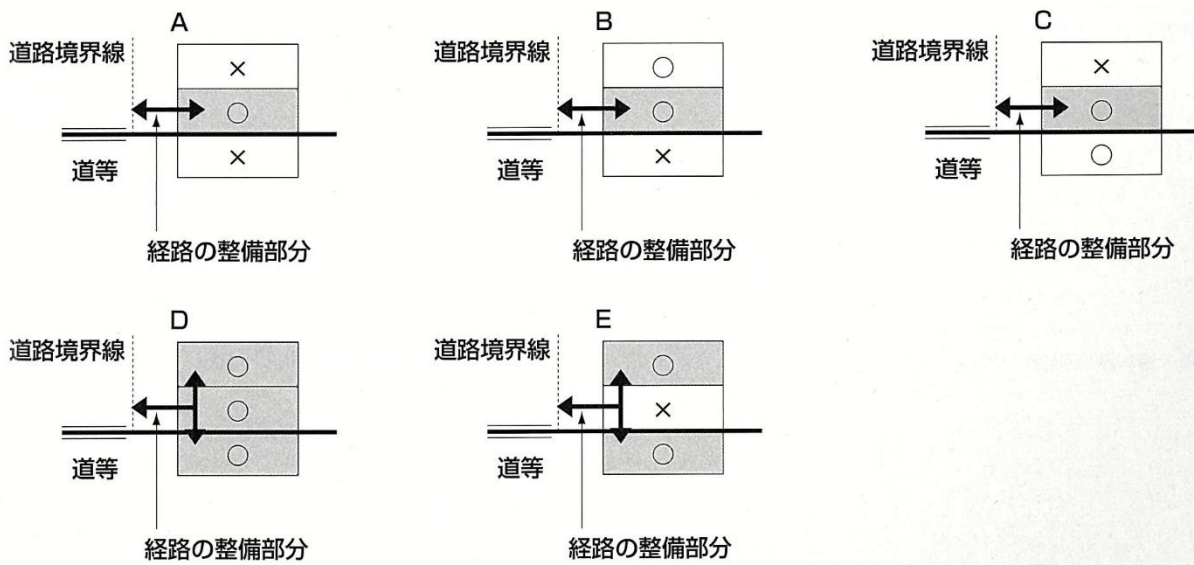
廊下や傾斜路といった個別の箇所の整備（「点」の整備）だけでなく、道等から建築物内の目的地までの経路に着目した連続的な整備（「線」の整備）が必要である。また、不特定多数の人が利用する施設や視覚障がい者の利用が想定される施設では、道から建築物まで視覚障がい者を安全に誘導するよう必要がある。

整備項目	整備基準	解説
<p>A 利用円滑化経路の定義 (規則別表2 1 建築物の表7の項第1号)</p>	<p>次の場合には、それぞれの経路の内1以上を利用円滑化経路とする。</p> <p>ア 建築物に利用居室（※）を設ける場合 ⇒ 道等から利用居室までの経路 ※利用居室</p> <p>① 施設管理者やその従業員の専用スペースを除いた、教育・娯楽・医療・集会・購買・宿泊・入浴・執務等の目的のために、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する室のこと</p> <p>② 当該室が地上階又はその直上階若しくは直下階のみにある建築物の場合、地上階にある室のみを利用居室とする（ただし、当該室が不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものである場合は、すべての階のものを利用居室とする）</p> <p>イ 共同住宅・寄宿舍・下宿等の住戸又は住室（住戸等）を設ける場合 ⇒ 道等から住戸等までの経路 住戸等が地上階又はその直上階若しくは直下階のみにある場合、地上階にある住戸等までの経路とする。ただし、住戸等が主に障がい者、高齢者等が利用するものである場合は、すべての階にある住戸等までの経路とする。</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 ⇒ 利用居室（建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。工において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>エ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 ⇒ 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室又は住戸等までの経路</p>	<p>① 具体的には以下を対象に含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニや店舗の回遊型の売り場 ・教室、集会室 ・診察室（ユニット型含む） ・ショッピングモールの各テナントの場合は出入口と主要な通路 <p>(確認可能な範囲)</p> <p>② 特定多数の者が利用する2階建ての保育園や学校等はEV設置を免除できるが、不特定多数の者が利用する施設、主に障がい者、高齢者等が利用する施設については、2層であってもEV設置が求められる。</p>

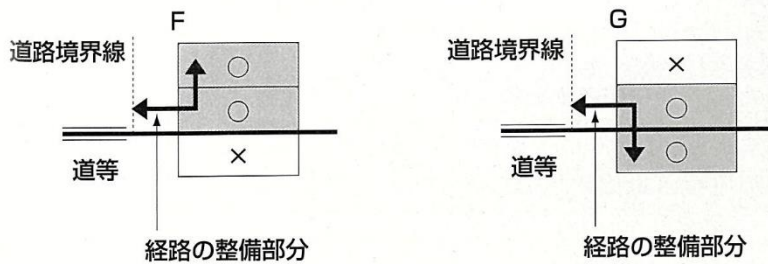
■ 利用円滑化経路



■ 道等までの経路の整備が必要な利用居室

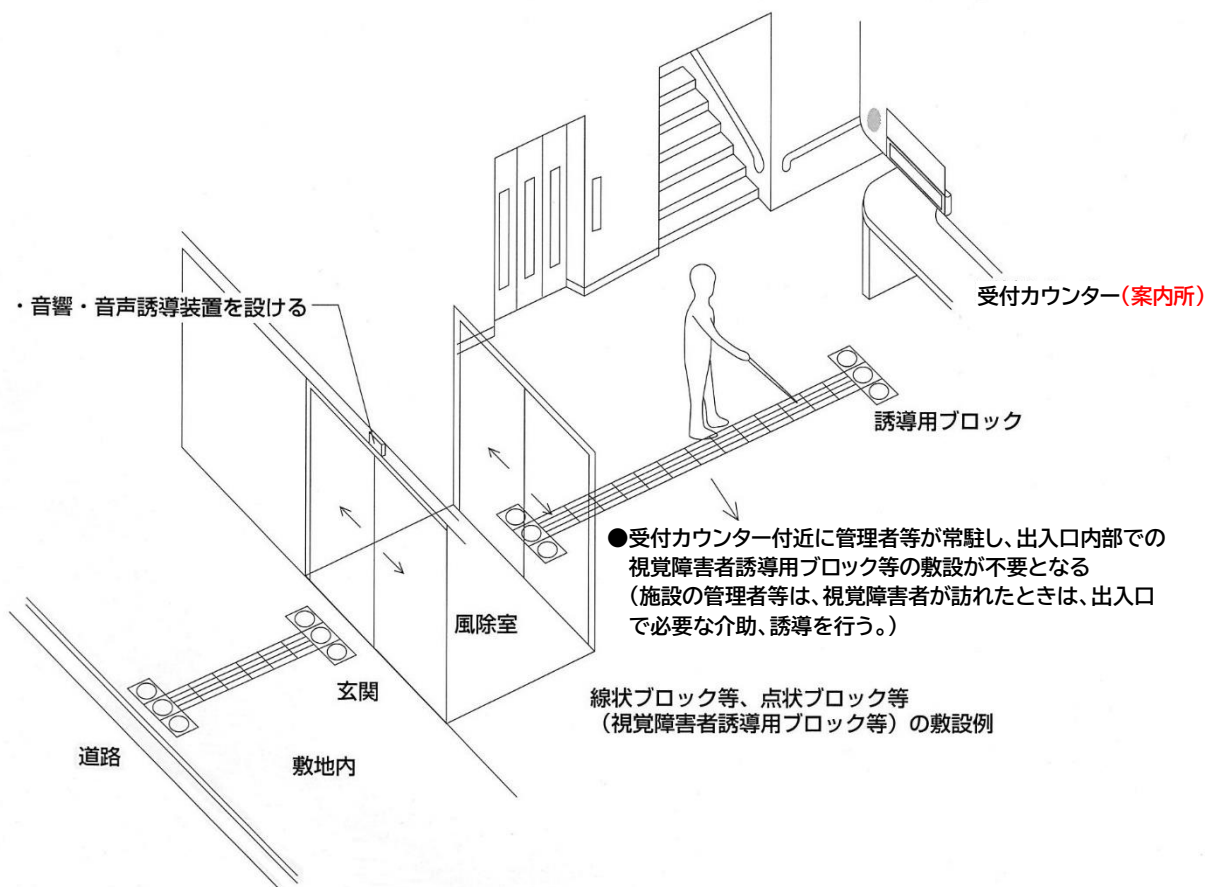


※不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する利用居室の場合



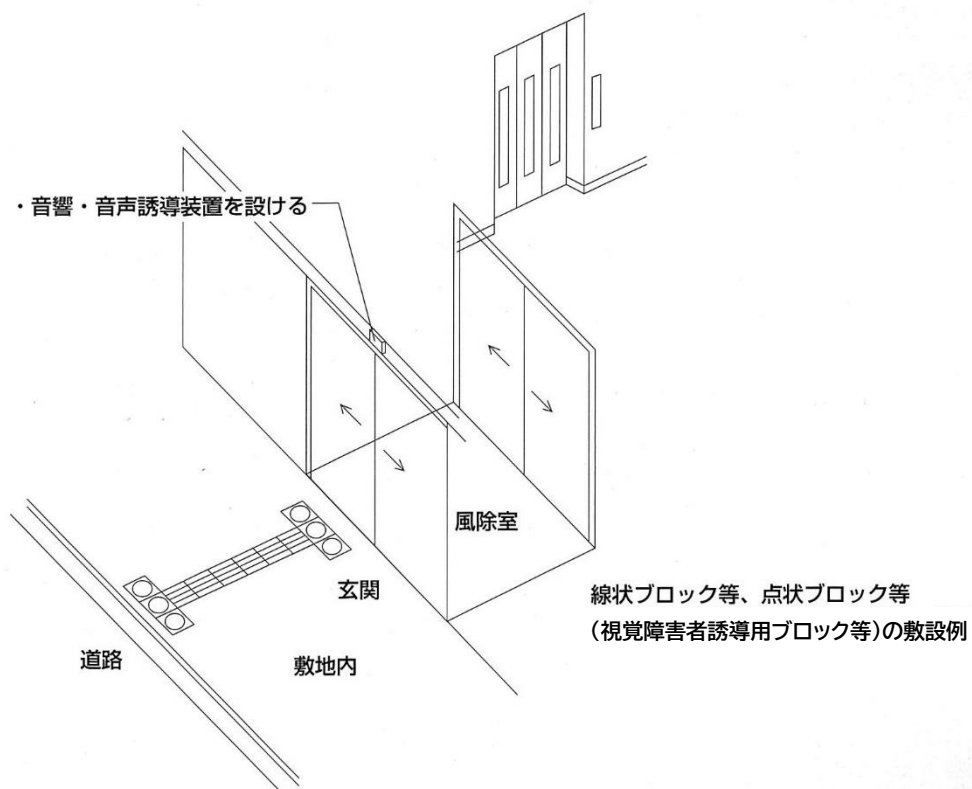
整備項目	整備基準	解説
B 視覚障害者利用円滑化経路の定義 (規則別表 2 1 建築物の表 8 の項 第 1 号、第 2 号)	<p>(1) 建築物又はその敷地に当該建築物の案内所又は案内設備（案内所等）を設ける場合、道等から案内所等までの経路（不特定多数の者や主に視覚障がい者が利用する経路に限る。）の 1 以上、視覚障害者利用円滑化とする。ただし、次の経路の場合を除く。</p> <p>ア 道等から主として自動車の駐車のために供する施設までの経路</p> <p>イ 建築物内にある当該建築物の管理者や従業員が常駐する案内所等から外部出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が p 80（「2 敷地内の通路」）の(3)「視覚障害者利用円滑化経路上の敷地内の通路」の整備がなされた経路</p> <p>(2) 建築物又はその敷地に当該建築物の案内所等を設けない場合には、道等から当該建築物の外部出入口までの経路（不特定多数の者や主に視覚障がい者が利用する経路に限る。）のうち 1 以上を、視覚障害者利用円滑化経路とする。ただし、道等から当該建築物の外部出入口までの経路が上記(1)アに定めるものを除く。</p>	<p>視覚障がい者以外の者が同行することが見込まれる用途の建築物を除く。（例：ガソリンスタンド等）</p> <p>道から案内所等まで（案内所等を設けない場合は外部出入口まで）の経路を、視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック）や音声で誘導し、経路上にある階段や傾斜路等の存在を視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）等で警告しなければならない。</p> <p>具体的な整備内容については p 80（「2 敷地内の通路」）p 84（「4 廊下その他これに類するもの」）を参照。</p> <p>(1)アの「自動車の駐車のために供する施設」とは自動車車庫や立体駐車場等を指し、このような施設の整備を除外しているのは、運転手など介助者の同行が見込まれるからである。</p>

■ 道から案内所等を設けた場合

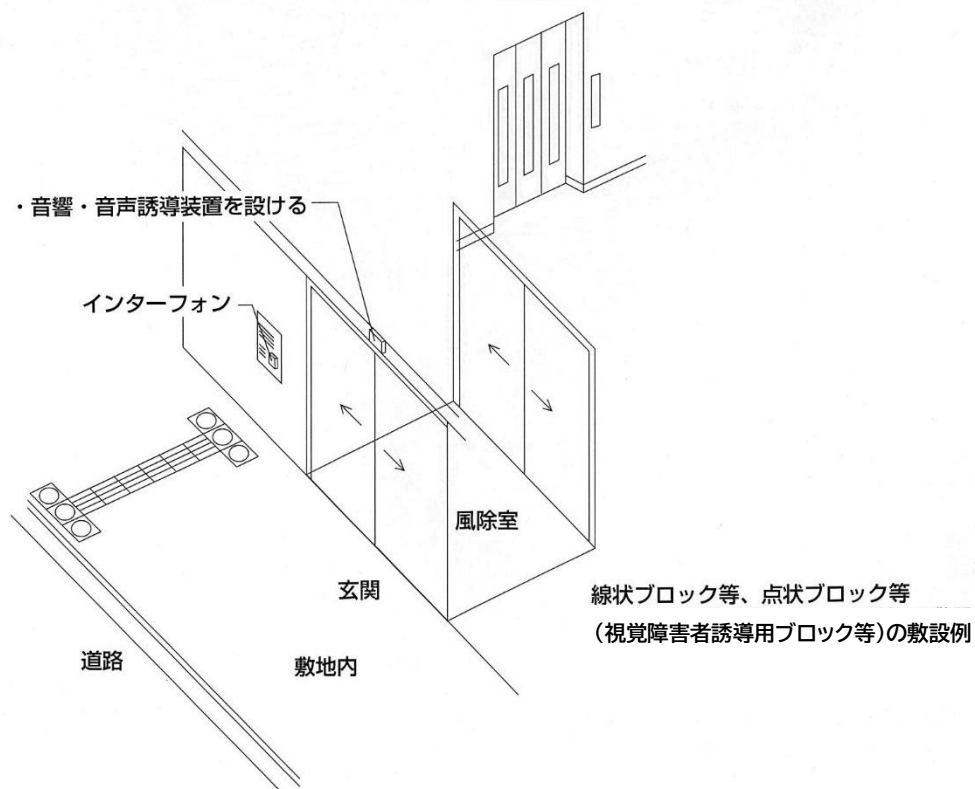


■道から案内所等を設けない場合

整備例—1



整備例—2



(2)敷地内の通路

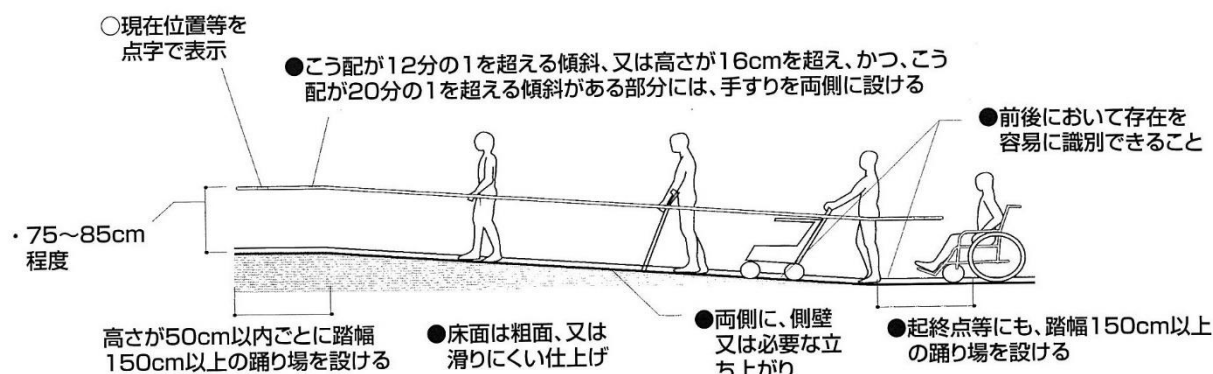
道等から建築物の出入口までを結ぶ敷地内の通路は、障がい者や高齢者等すべての人が円滑かつ安全に利用できるように配慮し、できる限り健常者と同じような経路で建築物に到達できるように配慮する。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(1)敷地内の通路の一般基準 (規則別表 2 1 建築物の表 5 の項)	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する敷地内の通路は、次の構造とする。	<ul style="list-style-type: none"> 屋外の通路が長い場合には、50m程度の間隔で休憩用ベンチを設置する。また、ベンチの隣には、車いす同伴、補助犬随伴を考慮して150cm×150cmのスペースを設ける。 主たる出入口に接する部分には、屋根・ひさし又はロードヒーティングなどの消融雪装置を設ける。 外階段の手すりは、階段下の踊り場まで設置する。 ひさし又はロードヒーティングなどの消融雪装置の設置が望ましいを設置する。 傾斜路の下端は、車通行路と交差ししないことが望ましいようにする。 	「傾斜」とはこう配がある部分のみを、「傾斜路」とはこう配がある部分と踊り場部分の全てを指す。 こう配 1/50 以下は水平とみなす。
表面の仕上げ 段の構造	ア 表面は、粗面とし、又はめれても滑りにくい材料で仕上げる。 イ 段（踊り場を含む。）を設ける場合は、p92（7 「階段」）の(1)ア、イ、エ、オ、ク及びケに定めるものとする。		
傾斜路の構造	ウ 傾斜路を設ける場合には、次の構造とする。 (ア) 次の部分の両側に手すりを設置し、その他の部分には必要に応じて手すりを設置する。 <ul style="list-style-type: none"> こう配が 1/12 を超える傾斜 高さが 16cm を超え、かつ、こう配が 1/20 を超える傾斜 (イ) p 86（5 「傾斜路」）（1）イ、エ、カ及びキに定めるものとする。		「傾斜路の踊り場」などを指す。網目タイプの溝ふたにあつては、ピッチ 1.5 cm 以下、隙間 1 cm 以下とする。
排水溝	エ 排水溝を設ける場合は、杖の脱落や車いすの脱輪等を防止する構造の溝ふたを設ける。		
(2)-1 利用円滑化経路上の敷地内の通路 (規則別表 2 1 建築物の表 7 の項 第 2 号ア及びカ)	ア 利用円滑化経路を構成する敷地内通路には、階段又は段を設けない。ただし、傾斜路又はエレベーターを併設する場合を除く。 イ 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の構造のほか、次の構造とする。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 幅は 140cm 以上（不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものにあつては 180cm 以上）とする。 ただし、床面積の合計が 500 m²未滿の建築物にあつては、90cm 以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合には、p82（3 「出入口の構造」）イ及びウに定めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道と敷地の境界は平坦にするのが望ましい。 通路と車路が接する箇所には、歩行者の安全確保のため、安全柵を設ける。 	180cm は、車いす同士がすれ違える幅である。
通路の幅			
戸の構造			

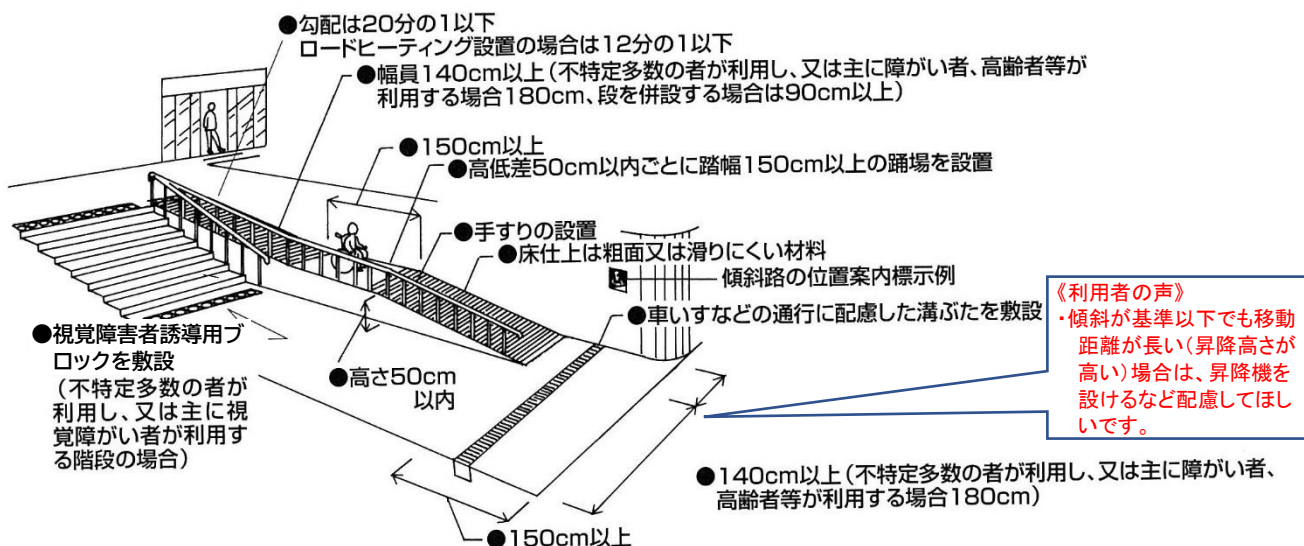
<p>傾斜路の構造</p>	<p>(ウ) 傾斜路を設ける場合は、次の構造とする。</p> <p>a 幅は、段に代わるものは140cm以上(不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものは180cm以上)、段を併設するものは90cm以上とすること。ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物にあっては、90cm以上とすること。</p> <p>b こう配は1/20以下(消融雪装置を設けるなど車いす使用者が利用しやすい措置を講じたものは1/12以下)とする。</p> <p>c 高さが50cmを超えるものにあつては、高さ50cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通路と車路を交差させないことが望ましい。 ・消融雪装置を設ける場合は、1/15以下とする。 	<p>原則として、歩行者と車の動線を分離する。</p> <p>1/20のこう配は、冬期間における車いす昇降時のスリップ(滑り)等を考慮したもので、圧雪状態では、こう配が1/20を超えるとスリップを起こしやすい。</p> <p>車いす使用者が休憩又は加(減)速できるような平坦な部分を設置する必要がある。</p>
<p>(2)-2 特殊な地形の場合の敷地内通路の整備 (規則別表2 1 建築物の表7の項第3号)</p>	<p>道等から利用居室まで又は住戸等までの利用円滑化経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)-1の整備が困難である場合は、建築物の車寄せから利用居室又は住戸等までの経路の1以上を利用円滑化経路として整備する。</p>		<p>地形の特殊性とは、地形自体が急こう配であり傾斜路の基準を満たせない場合などをいう。この場合は、建築物の車寄せから利用居室までを利用円滑化経路とする。</p>

■敷地内の通路の構造

■多数の者が利用し、又主に障がい者、高齢者等が利用する敷地内の通路

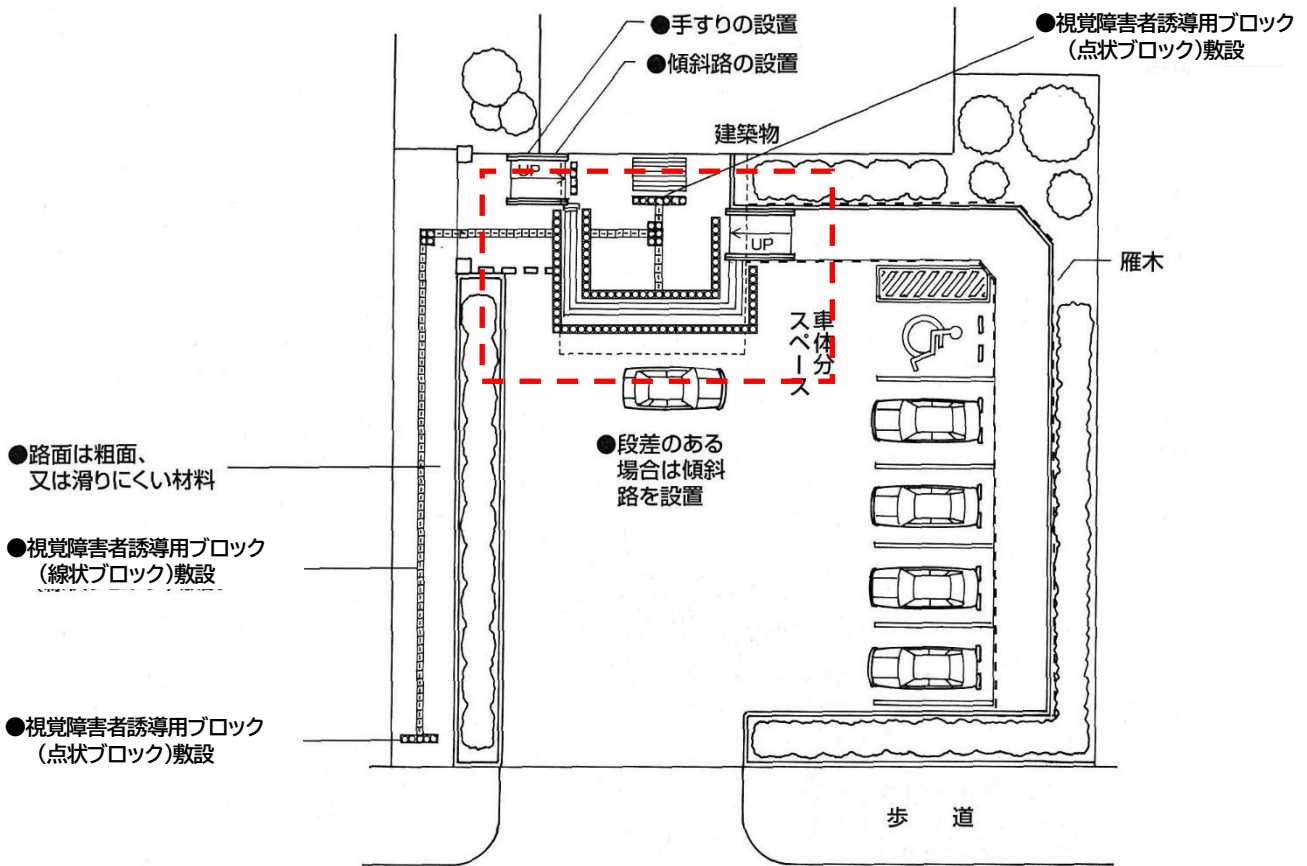


■利用円滑化経路上の敷地内の通路



整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(3)視覚障害者利用 円滑化経路上の 敷地内の通路 (規則別表 2 1 建 築物の表 8 の項)	視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次の構造とする。		「視覚障害者利用円滑化経路」は、p 76 参照。インターホン等の設備が建物の外部に設置されている場合は、そこまでの経路とする。
誘導の方法	ア 視覚障害者誘導用ブロックや音声誘導その他の方法により、視覚障がい者を誘導する設備を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 線状ブロックは、通路の真ん中より少し端に寄せることが望ましい。 	線状ブロック、音声誘導装置等により誘導する。 ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内を除く。
危険箇所の警告	イ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち、次の部分には視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分の上端及び下端又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（こう配 1/20 以下の傾斜部分、高さ 16cm 以下でこう配 1/12 以下の傾斜部分、段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場を除く。）		警告ブロックにより、危険箇所を警告する。
回り段の禁止	ウ 視覚障害者利用円滑化経路上に回り段を設けないこと。		回り段は、視覚障がい者が方向感覚を失いやすく、段を踏み外す危険がある。

■ 視覚障害者利用円滑化経路上の敷地内の通路
 (歩道から外部出入口までの誘導、車路に接する部分の整備例)



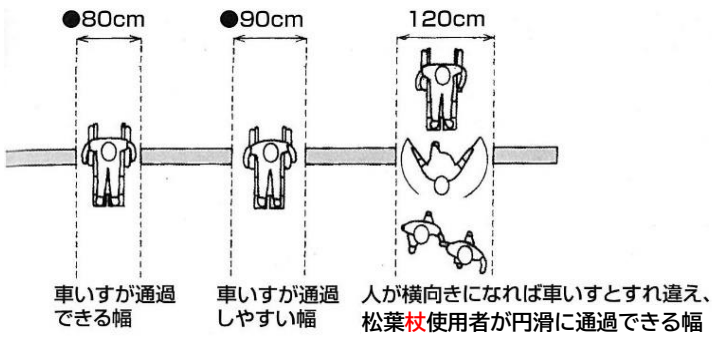
(3)出入口の構造（利用円滑化経路上に設置されているものに限る。）

障がい者、高齢者に代表される移動制約者が支障なく施設内の部屋に出入できるように、幅の確保、開閉の容易さ及び段差の解消などが必要である。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
利用円滑化経路上の出入口の構造 (規則別表 2 1 建築物の表 7 の項第 2 号イ)	利用円滑化経路上にある出入口（直接客室又は住戸等へ通ずるものを除く。）は、次の構造とする。	<ul style="list-style-type: none"> 外部出入口には、屋根やひさしをかけることが望ましい。 玄関ホールには、車いすを常設することが望ましい。 上履きに履き替える場合は、ベンチ等を設ける。 	<p>車いす使用者用便房の出入口にも適用される。</p> <p>特定少数の利用であっても、来客などで高齢者・障がい者が利用することが考えられる場合は適用される。</p>
出入口幅	ア 外部出入口の幅は内のを 90cm 以上（床面積の合計が 500 m ² 未満の建築物にあっては、80cm 以上）とし、外部出入口以外の出入口の幅は内のを 80cm 以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> 外部出入口の幅は 120cm 以上、それ以外の出入口の幅は 90cm 以上が望ましいとする。 	<p>「内より 90cm」とは車いすが通過しやすい寸法、「内より 80cm」とは車いすが通過できる寸法である。</p>
戸の構造	イ 戸を設ける場合には、自動ドアその他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 取っ手は使用しやすく、握りやすい形状とし、高さ 90cm 程度が望ましいとする。 	<p>車いす使用者、視覚障がい者等が通過しにくい回転扉等としないことを求めているものである。一般的に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易であるが、重い引き戸や開き戸、開閉のためのスペースのない開き戸や回転扉は使用が難しく、避けるべきである。回転扉等を設ける場合には、それ以外の形式の戸を併設する。</p> <p>「前後に高低差がない」は、段差 2cm 以下をさす。</p> <p>安全な材種とは、合わせガラス、強化ガラスである。</p>
	ウ ガラス戸とするときは、安全な材種を使用すること。全面をガラスとするときは、視覚障がい者の衝突を防止するための措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> ガラス戸の場合、床上 35cm 程度までは車いすあたりとする。 	<p>全面をガラスにする場合は、視覚障がい者の衝突防止のため、目の高さに色や模様で識別できるような措置（衝突防止マークなど）を採る。</p> <p>目の高さ（110cm～150cm）にステッカー</p>

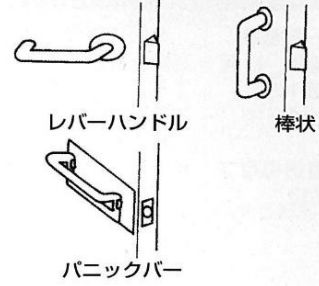
■ 出入口の構造

■ 出入口の幅の例

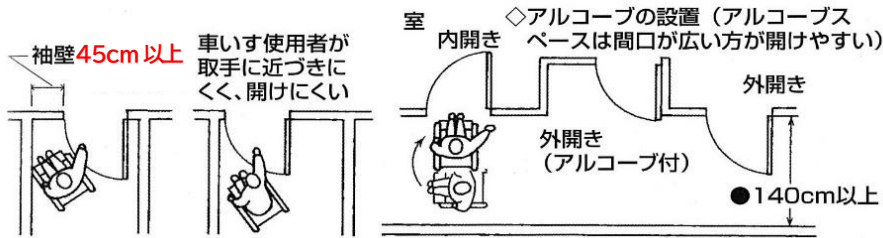


■ 把手の例

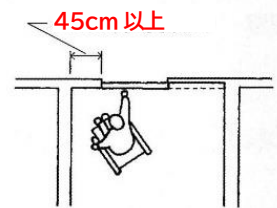
取っ手は握りやすい形状のものを使用する。



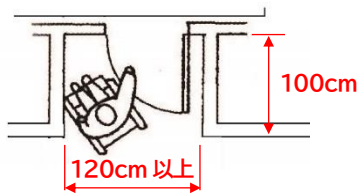
■ 開き戸の例



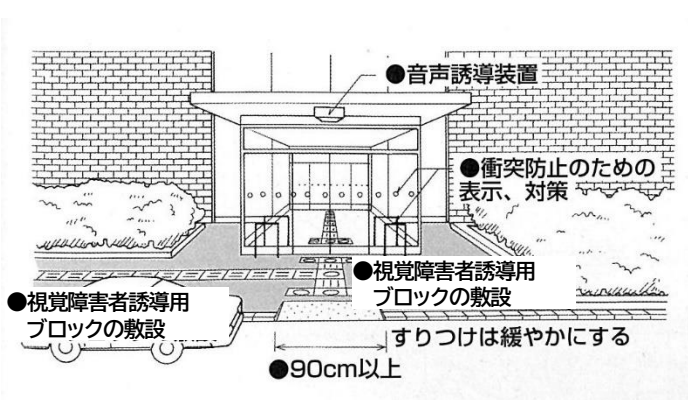
■ 引き戸の例



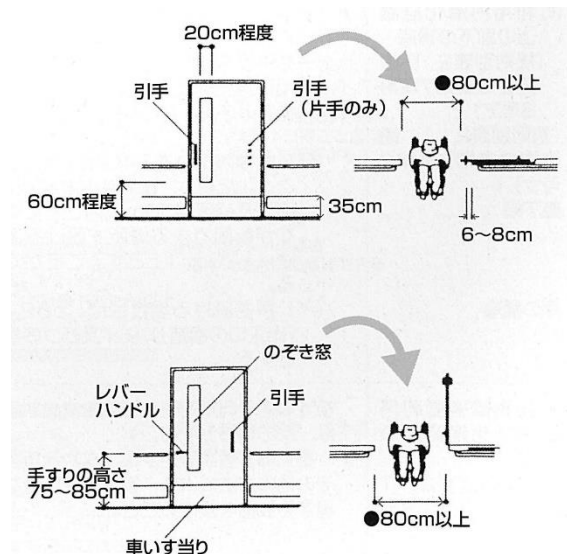
■ アルコーブの例



■ 外部出入口の整備例



■ 内部出入口の整備例



(4)廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）

廊下等は、建築物内を障がい者、高齢者等すべての人が安全に移動できる通路として、車いす使用者に配慮した段差の解消や、視覚障がい者に配慮した誘導等を行うことなどが必要である。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
(1)廊下の一般基準 (規則別表2 1 建築物の表1の項) 表面の仕上げ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	<p>多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する廊下等は、次の構造とする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に接する廊下等の部分（不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、次の部分を除く。</p>		<p>不特定多数の人が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する施設にあっては、視覚障がい者の安全な利用に配慮し、階段や傾斜路に接する廊下に視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)を設け、警告することが必要である。</p> <p>(ウ)で敷設を免除しているのは、運転手等の視覚障がい者以外の者が必ず同行することが見込まれるためである。</p>
(視覚障害者誘導用ブロックの敷設の緩和)	<p>(ア) こう配が 1/20 以下の傾斜がある部分の上端に接する廊下等</p> <p>(イ) 高さが 16cm 以下で、かつ、こう配が 1/12 以下の傾斜がある部分の上端に接する廊下等</p> <p>(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける廊下等</p>		<p>広告板等の腰から上の突出物は、視覚障がい者が感知できないことから、空中に突出物を設けない</p> <p>距離の長い廊下などは、手すりを設置するなど配慮が必要である。その際は、衝突時の怪我の防止や、手すりの終了などを知らせるため、壁側に巻き込むなどの措置を採る。</p> <p>不特定多数の人や視覚障がい者が利用する施設では、手すりが誘導する方向等を点字により表示するなど配慮すること。</p>
壁面の措置	<p>ウ 壁面には、原則として突出物を設けないこととし、やむを得ず設ける場合には、視覚障がい者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。</p>		
手すりの設置	<p>エ 必要に応じ、手すりを設けること。</p> <p>オ 手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定多数の者や主に視覚障がい者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近や必要な箇所に誘導のための点字表示を行うこと。</p>		
その他		<ul style="list-style-type: none"> 休憩用設備を設ける 	
(2)利用円滑化経路上の廊下の構造 (規則別表2 1 建築物の表第7項第2号ア) (規則別表2 1 建築物の表第7項第2号ウ) 廊下幅	<p>ア 利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターを併設する場合を除く。</p> <p>イ 利用円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の構造のほか、次の構造とする。</p> <p>(ア) 幅は内りを 140cm 以上 (床面積の合計が 500 m²未満の建築物にあっては、90cm 以上) とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間 50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けるものにあつては、120cm 以上 (床面積の合計が 500</p>	<ul style="list-style-type: none"> 幅 180cm 以上 が望ましいとする。 	<p>「内りのり 140cm」とは、車いすが方向転換できる寸法、「内りのり 120cm」とは、車いすと横向きの人がすれ違い、車いす、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である。</p> <p>「廊下等の末端の付近」とは、10m程度を指す。</p>

戸の構造

(3) 視覚障害者利用円滑化経路上の廊下 (規則別表 2 1 建築物の表 8 の項) 誘導の方法

m未満の建築物にあつては、90cm以上) とすることができる。

(イ) 戸を設ける場合には、p82 (3 「出入口の構造」) (2)イ及びウの構造とする。

視覚障害者利用円滑化経路を構成する廊下は、次の構造とする。

ア 視覚障害者誘導用ブロックや音声誘導その他の方法により、視覚障がい者を誘導する設備を設けること。

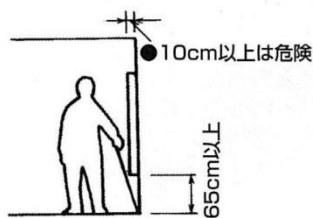
「視覚障害者利用円滑化経路」は p 76 参照。

■ 廊下の構造

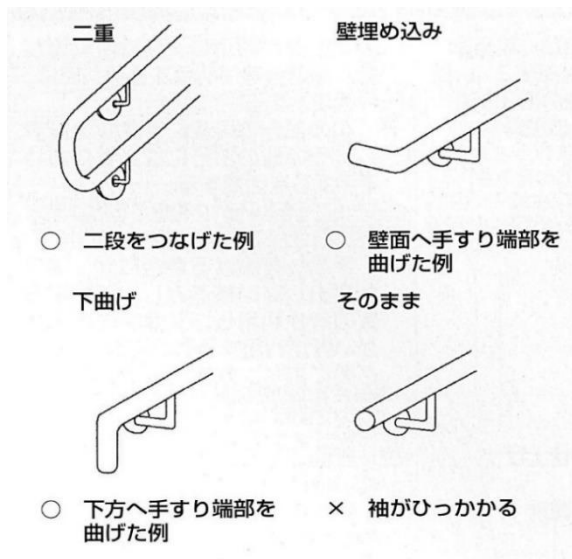
■ 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する廊下

■ 視覚障がい者に危険な突出物の例

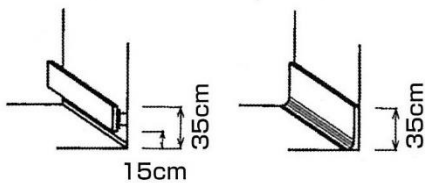
腰から上の突起物は感知できないことから 空中に突起物を設けない



■ 手すり端部の処理

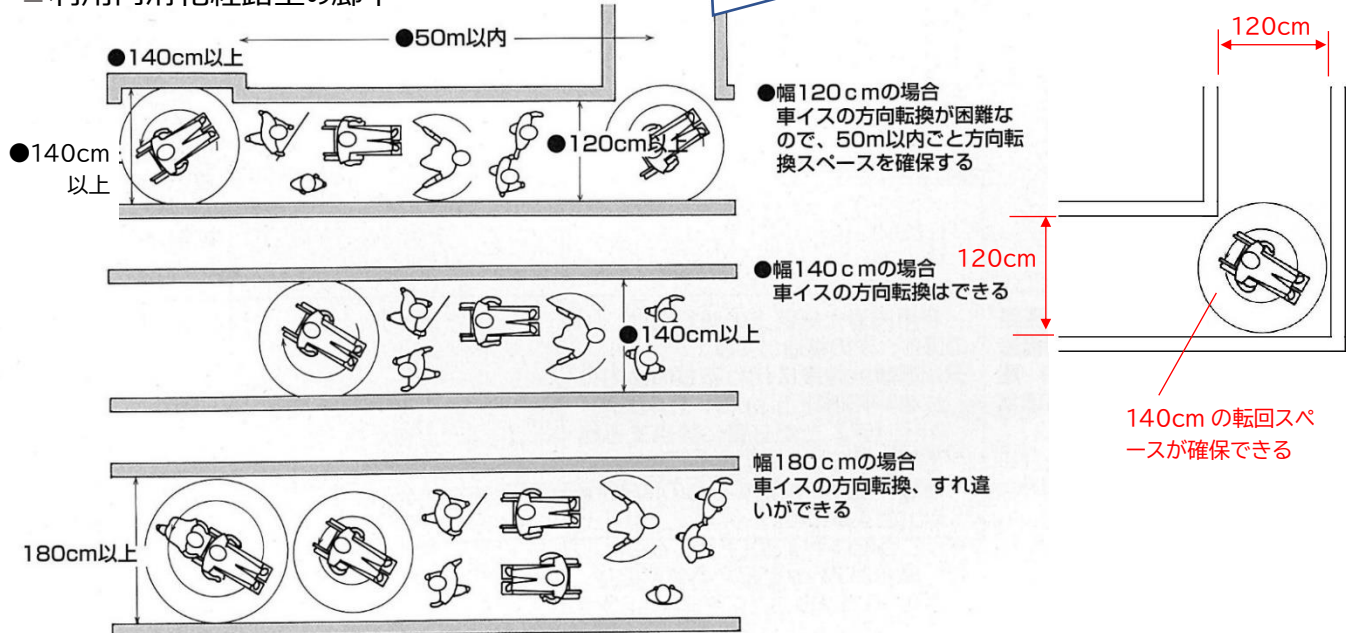


■ 車いすフットレスト当りの設置例



《利用者の声》
・床にカーペットを敷く場合、車いすの操作が重くならないよう毛足の長いものは避けてほしいです。

■ 利用円滑化経路上の廊下



(5)傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）

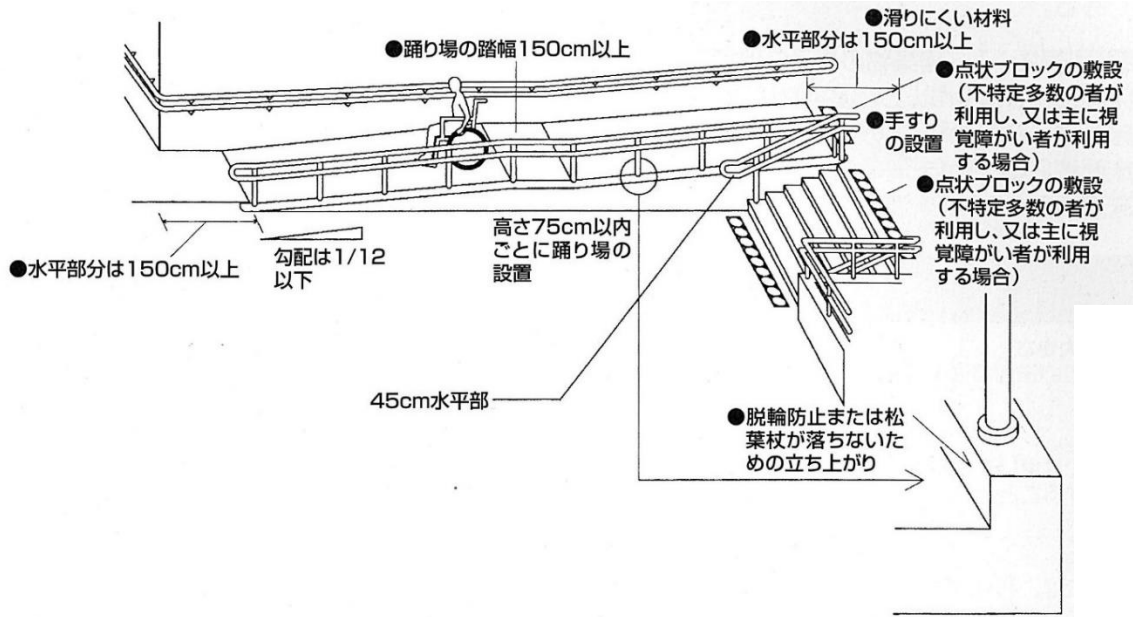
廊下等に高低差が生じる場合は、傾斜路によって段差を解消する。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(1)傾斜路一般基準 (規則別表 2 1 建築物の表 3 の 項) 手すりの設置	<p>多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する傾斜路は、次の構造とする。</p> <p>ア 次の部分の両側に手すりを設置し、その他の部分には必要に応じて手すりを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配が 1/12 を超える傾斜部分 ・ 高さが 16cm を超える傾斜部分 <p>イ 手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近や必要な箇所に誘導のための点字表示を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜部分と踊場に連続して設置するのが望ましい。 ・ その他、手すりの望ましい整備は、「7 階段」(p 92)の手すりの設置の項を参照。 	<p>幅は手すりの内法寸法とする。</p> <p>手すりは、利き手や片側にまひがある人などを考慮し、傾斜部分の両側に設置しなければならない。</p> <p>不特定多数の人が利用する施設では、手すりが誘導する方向等を点字により表示するなど配慮すること。</p>
表面の仕上げ	ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。		
傾斜の識別	エ 傾斜部分は、その前後の水平部分との色の明度の差を大きくする等その存在を容易に識別できるものとする。		<p>弱視者などの視覚障がい者の安全な利用に配慮し、傾斜部分を床と壁の色のコントラストに配慮するなど識別しやすいものとする必要がある。</p>
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	<p>オ 傾斜部分の上端に接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、次の場合を除く。</p> <p>(ア) p 84(「4 廊下その他これに類するもの」)(1)イ(ア)から(ウ)までに定めるもの</p> <p>(イ) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>カ 傾斜部分の始末端部や傾斜路の曲がり角、折り返し、他の通路との交差部には、踏幅 150cm 以上の水平部分を設けること。</p> <p>キ 縁端には、壁又は車いすの脱輪その他の事故を防止するために必要な立ち上がりを設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すり等がない場合には、35cm 以上の立ち上がりを設ける。 	<p>傾斜の上端に点状プロテクを敷設し、警告することが必要である。</p> <p>車いすの脱輪や杖の脱落を防止する措置を採らなければならない。</p> <p>脱輪防止には 5cm 以上の立ち上がりが必要だが、5cm 程度では、傾斜路を下る際に、車いすのフットレストが立ち上がりにより乗り上げ、急停止・転倒する危険性が指摘されていることから、注意が必要。</p>
(2)利用円滑化経路上の傾斜路の構造	利用円滑化経路上の傾斜路は、(1)のほか、次の構造とする。		

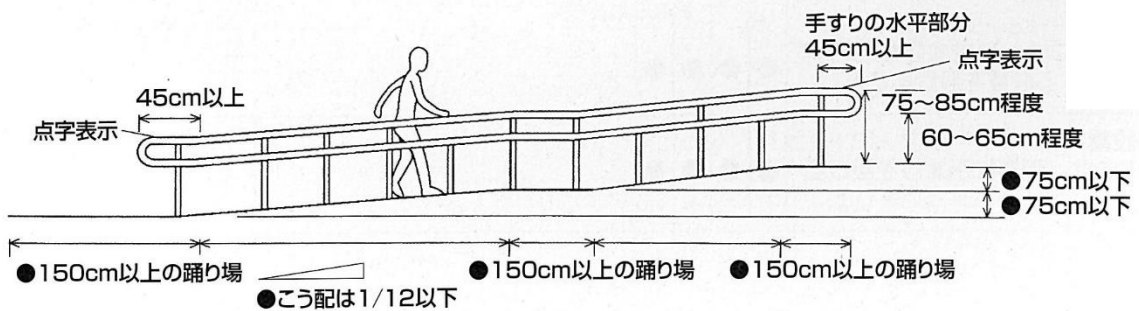
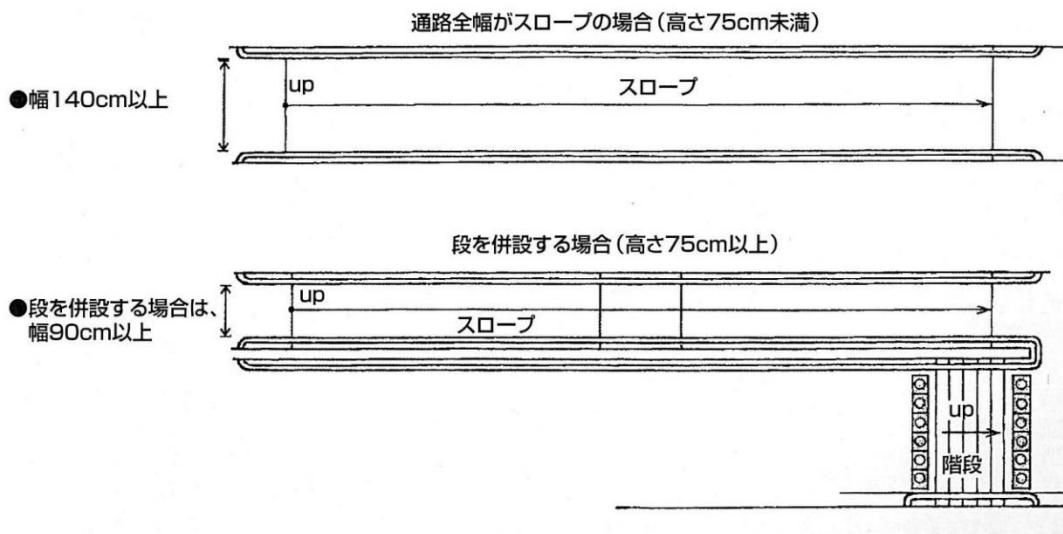
<p>(規則別表 2 1 建築物の表 7 の項 第 2 号工)</p> <p>傾斜の幅</p> <p>こう配</p> <p>踊場の設置</p>	<p>ア 幅は、階段に代わるものは内を 140cm 以上 (床面積の合計が 500 m²未満の建築物にあっては、90cm 以上)、(p84 (「4 廊下」)) (2)イ(ア)ただし書に該当する廊下等へ接続するものは 120cm 以上 (床面積の合計が 500 m²未満の建築物にあっては、90cm 以上)) とし、階段に併設するものは 90cm 以上とすること。</p> <p>イ こう配は 1/12 以下とすること。</p> <p>ウ 高さが 75cm を超える傾斜路は、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。</p>		<p>建築物内部では、国際シンボルマーク掲示のための基準である 1/12 を基本こう配としている。</p> <p>傾斜路が長く(こう配 1/12 で 9m)なる場合、途中で車いす使用者が休憩又は加(減)速できるような平坦な部分を設置する必要があることから設けられたものである。</p> <p>排水等の横断勾配を考慮し、1/50 以下の勾配は水平とみなす。</p>
-------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■ 傾斜路の構造

■ 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する傾斜路



■ 利用円滑化経路上の傾斜路



(6)利用円滑化経路上のエレベーター

エレベーターは障がい者、高齢者にとって、垂直移動手段として最も有効なものである。したがって、かご及び乗降口ビーの構造は車いす使用者や視覚障がい者が円滑に利用できるように配慮することが必要である。

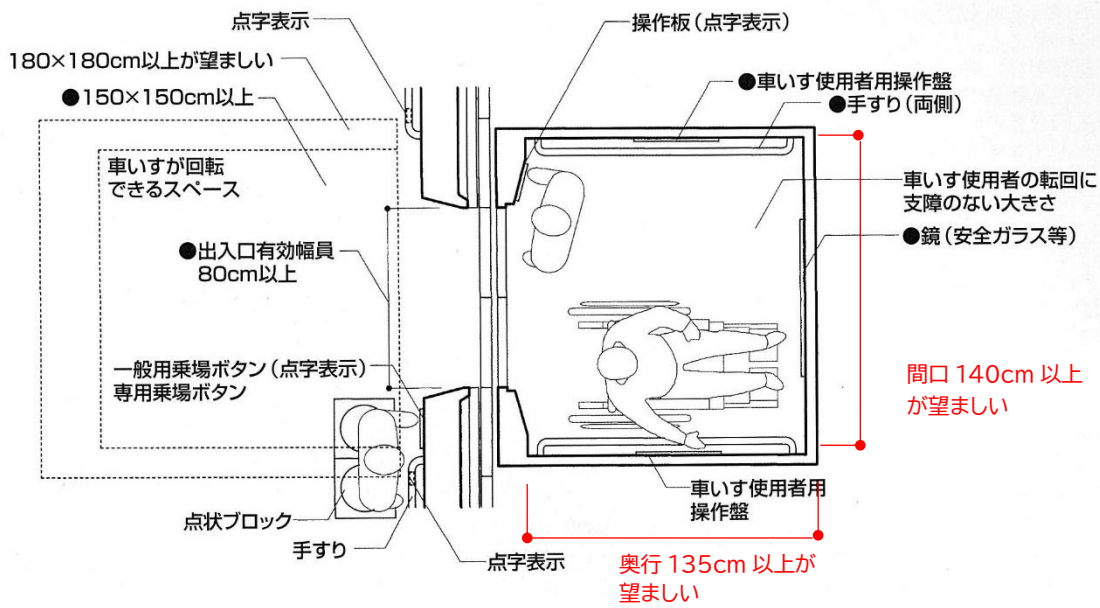
(規則別表 21 建築物の表 7 の項第 2 号オ)

- ① 床面積 2,000 m²以上の建築物に設けるエレベーター(学校、共同住宅に設けるものを除く。)
- ② 床面積 2,000 m²以上の学校、共同住宅に設けるエレベーター
- ③ 床面積 2,000 m²未満の建築物に設けるエレベーター(学校、共同住宅に設けるものを除く。)
- ④ 床面積 2,000 m²未満の学校、共同住宅に設けるエレベーター

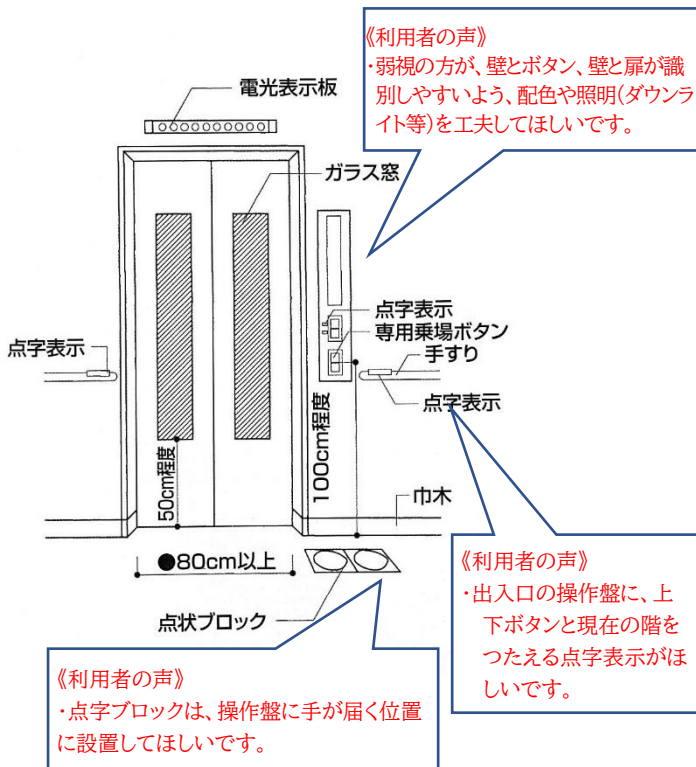
構 造	必要項目				望ましい整備	解 説
	①	②	③	④		
かごの大きさ					<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積 2.09 m²以上が望ましいとする。 ・ ①、③については、間口 140cm 以上、奥行 135cm 以上とする。 	<p>車いす使用者が前進で乗り込み、かごの中で転回し前進で降りられることが基本である。</p> <p>JIS T 9201 で定める手動式大型車いすが転回可能な大きさは、間口 140cm×奥行き 135cm</p>
A かごの床面積は 1.83 m ² 以上とすること。	●					
B かごは車いすの転回に支障がない構造とすること。		●				
停止階					<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅 90cm 以上とする。 ・ 扉は、車いす用操作盤に連動して開閉時間が延長されるものなど配慮すること。 ・ ③、④についても奥行 135cm とする。 	<p>内のり 80cm とは、車いすが通過できる寸法である。</p>
C かごは、利用居室、住戸等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	●	●	●	●		
出入口幅					<ul style="list-style-type: none"> ・ ③、④についても奥行 135cm とする。 	<p>かごの奥行き 135cm とは、JIS の 11 人乗りの奥行き寸法で、電動車いすも収まる大きさである。</p>
D かご及び昇降路の出入口の幅は、内のりを 80cm 以上とすること。	●	●	●	●		
かごの奥行き					<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅及び奥行きを 180cm 以上とする。 	<p>操作盤は手すりより上一番上にある階数ボタンの位置は、床面から 110cm を超えないものとする。</p>
E かごの奥行きは、内のりを 135cm 以上とすること。	●	●				
乗降口ビーの大きさ					<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ 100cm 程度が望ましいとする。 ・ かご内の緊急呼出しボタンやインターホンは車いす使用者の手の届く位置に設置する。 ・ 電子文字掲示板や、聴覚障がい者用モニター等非常時における聴覚障がい者への配慮を行うことが望ましい。 	<p>高齢者等に配慮した対応である。</p>
F 乗降口ビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは内のりを 150cm 以上とすること。	●	●	●	●		
車いす使用者用の制御装置						
G かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	●	●	●	●		
表示装置						
H かご内には、停止予定階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。	●	●	●	●		
I 乗降口ビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。	●	●	●	●		
手すりの設置						
J かご内には、両側に手すりを設けること。	●	●	●	●		

■エレベーター

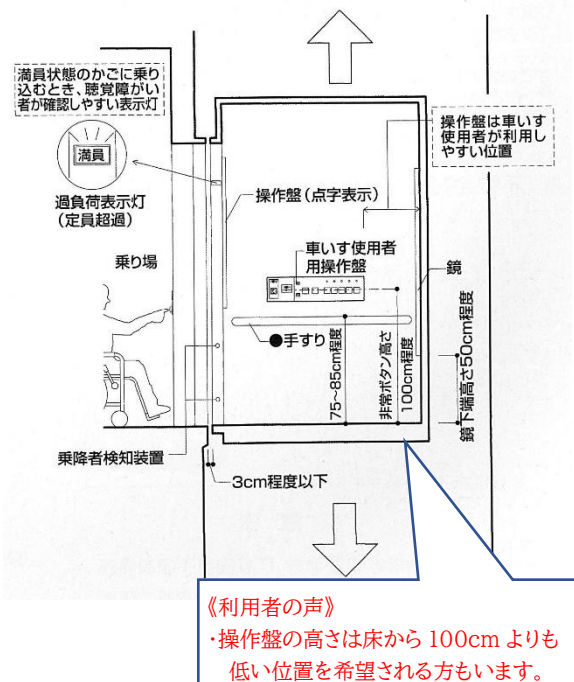
■平面図



■エレベーター出入口 (乗り場)



■かご内の断面図

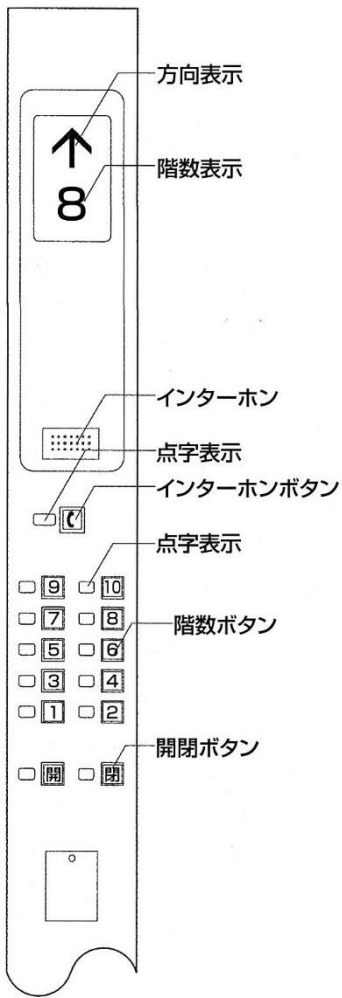


構 造	必要項目				望ましい整備	解 説
	①	②	③	④		
鏡の設置 K かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。ただし、かごの出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)を除く。	●	●	●	●		かご内で同乗者が多く、車いす使用者が転回できない場合には、後進で降りることを配慮して、かご入口正面に後方確認用の鏡(ステンレス製又は安全ガラス等)等を設けることが必要である。
音声装置 L かご内には、到着階、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	●	●	●	●		
視覚障がい者対応の制御装置 M かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(Gの装置とその他の位置に制御装置を設ける場合は、Gの装置以外に設けるものに限る。)は、点字による表示等視覚障がい者が容易に操作ができる構造とすること。	●	※	●	※		
音声装置 N かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けること。	●	●	●	●		
視覚障害者誘導用ブロック O 乗降ロビーには、Mの制御装置の位置を知らせる視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	●	※	●	※		
かごの大きさ P かごの大きさは、障がい者、高齢者等が利用しやすい大きさとすること。			●	●		

※不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するエレベーターに整備。

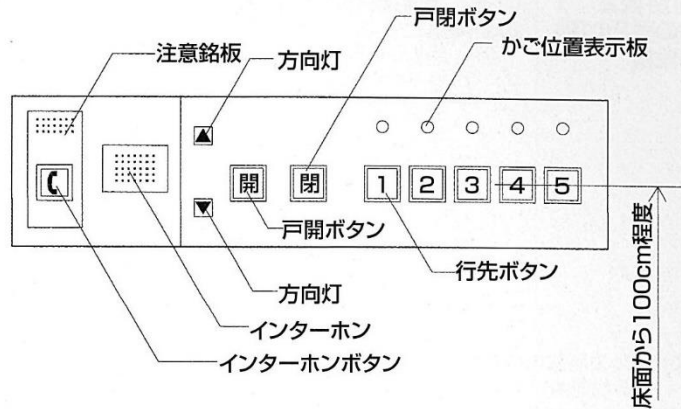
■エレベーター 操作盤

■縦型操作盤

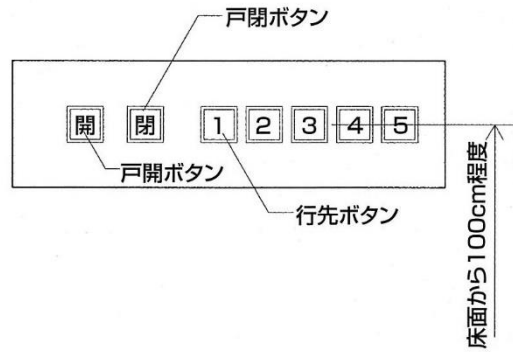


■車いす使用者対応主操作盤

(背面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合)

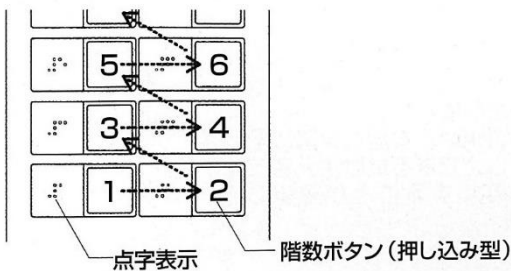


■車いす使用者対応副操作盤



■階数ボタン

- ・階数ボタンは浮彫階数表示が望ましい
- ・階数ボタンは2列になる場合は千鳥配列が望ましい



■シンボルマーク及び注意銘板の例



お 願 い

お身体の不自由な方、お年寄の方の優先的な
利用にご協力ください。

(7)階段

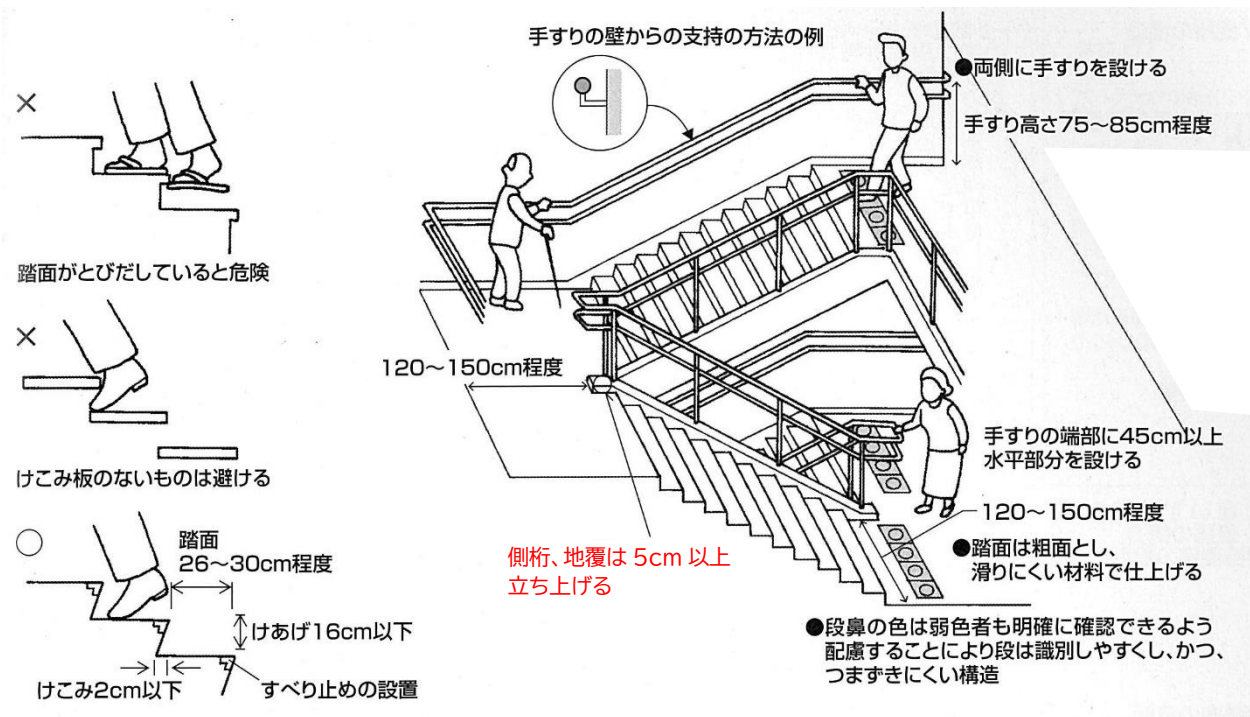
階段は高齢者、杖使用、視覚障がい者等の昇降にとって大きな負担になるとともに、転落等の事故の危険性が高いところであり、また、避難にも利用するため安全に対する十分な配慮が必要である。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(1)階段の一般基準 (規則別表2 1 建築物の表2の 項) 手すりの設置	<p>多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する階段は、次の構造とする。</p> <p>ア 段がある部分には両側に手すりを設け、踊場には必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>イ 手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近や必要な箇所に誘導のための点字表示を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 段と踊場に連続して設置するのが望ましい。 外形4cm程度の握りやすいものとする。 壁とのすきまは5cm程度とする。 点字により、現在位置を表示すること。 端部、踊場などの水平部は30～45cm以上手すりを延長するのが望ましい。 手すりの取り付け高さは75～85cm程度とし、子どもの利用を考慮して60～65cm程度のものを併設する。 手すりは、幅員が300cmを超える場合には、中央にも設置する。 	<p>避難の階段、屋外階段は対象外とする。</p> <p>階段の昇降を安全に行うための措置である。手すりは、利き手や左右の半身まひなどを考慮し、段の両側に設置しなければならない。</p> <p>不特定多数の人や視覚障がい者が利用する施設では、手すりが誘導する方向等を点字により表示するなど配慮すること。</p>
表面の仕上げ	<p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>		
踏面、けあげの仕様	<p>エ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差を大きくする等、段を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ 段鼻の突き出しをなくす等、つまずきにくい構造とすること。</p>		<p>弱視者など視覚障がい者に配慮した対応である。</p> <p>けこみ板がないなど足がひっかかりやすい構造は避ける。</p> <p>つまづきにくい構造とは、色変え、ノンスリップ、けこみ2cm以下である。</p>
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	<p>カ 段がある部分の上端及び下端に接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、次の場合を除く。</p> <p>(ア) 主として自動車の駐車用に供する施設に設ける階段の踊場</p> <p>(イ) 段がある部分と連続して手すりを設ける踊場</p>		<p>点状ブロックにより、段の存在を警告する。</p>
(視覚障害者誘導用ブロックの敷設の緩和)			<p>視覚障がい者の安全な利用に配慮した対応である。</p>
回り段の禁止	<p>キ 主たる階段は、回り階段でないこと。</p>		<p>高齢者等にとって一つの路面で内側と外側の寸法が異なる回り階段は危険であるとともに、視覚障がい者が方向感覚を失い</p>

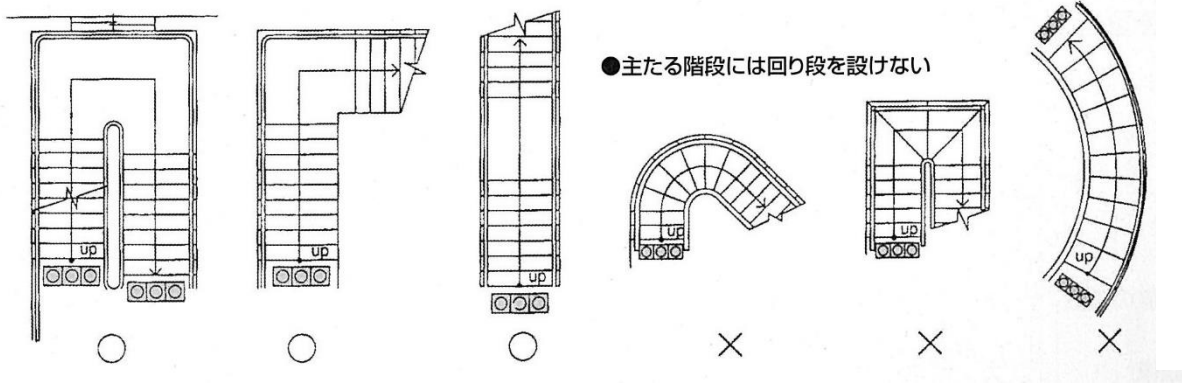
<p>縁端の構造</p>	<p>ク 縁端には、壁又は杖の脱落を防止するために必要な立ち上げりを設けること。</p> <p>ケ 段の幅、けあげ及び踏面並びに踊場の幅は、障がい者、高齢者等が円滑に昇降できるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 踏面 30cm 以上、けあげ 15cm 以下、けこみ 2cm 以下が望ましいとする。 有効幅員は、松葉杖使用者に配慮し、最低 140cm 以上とすることを望ましい。 照明は、安全な昇降に配慮し、できるだけ足元まで明るくすることを望ましい。 	<p>やすく、段を踏み外す危険がある。</p> <p>松葉杖を落とさないなどの安全上の配慮から設ける必要がある。</p> <p>杖が落下しないよう、階段の側桁又は地覆を 5cm 以上、立ち上げる。</p> <p>「円滑に昇降できるもの」とは、以下をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 踏面 26 cm 以上 けあげ 16 cm 以下 けこみ 2 cm 以下 幅 120 cm 以上 <p>有効幅員は、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が 10cm を限度として、ないものとみなして算定することができる。</p>
<p>その他</p>	<p>(2)利用円滑化経路上の段差の解消 (規則別表 2 1 建築物の表 7 の項 第 2 号ア)</p>		<p>必要に応じて段差解消機を設置する。</p>

■ 階段の構造

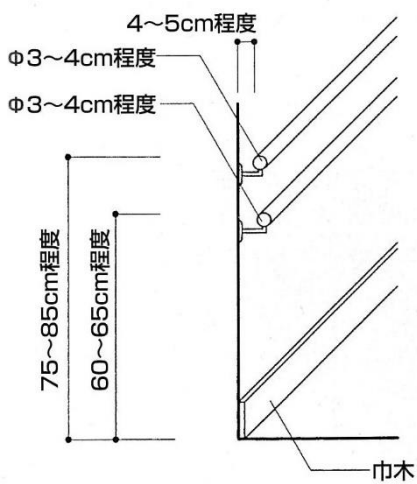
■ 各部の整備例



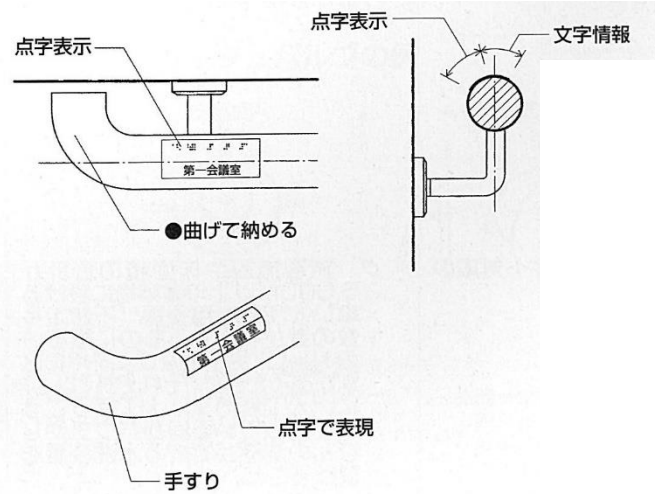
■ 階段形式の例



■ 壁面の設置例

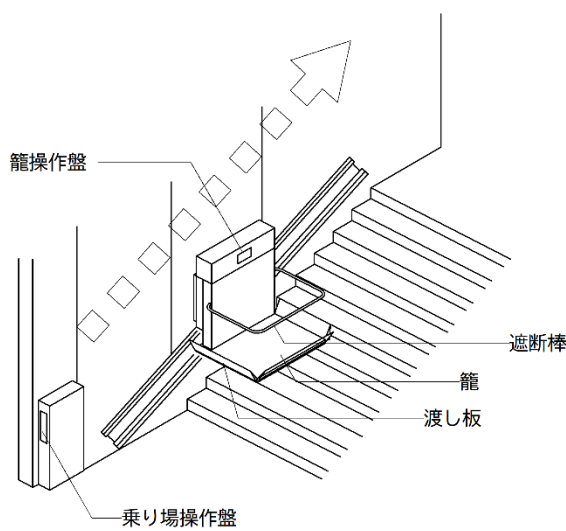


■ 手すりの端部と点字表示



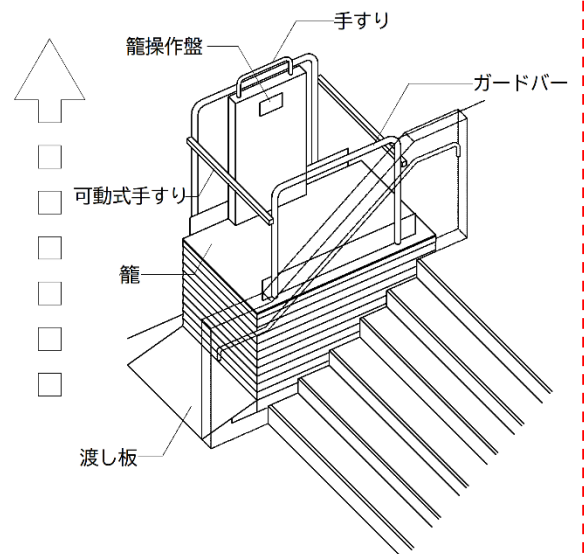
■ 段差解消機の設置例

斜向型段差解消機



(※障害物検知装置を設置した場合には、壁又は囲いは設けなくてよい)

鉛直型段差解消機



(8) 便所（客室に設けるものを除く。）（規則別表 2 1 建築物の表 4 の項）

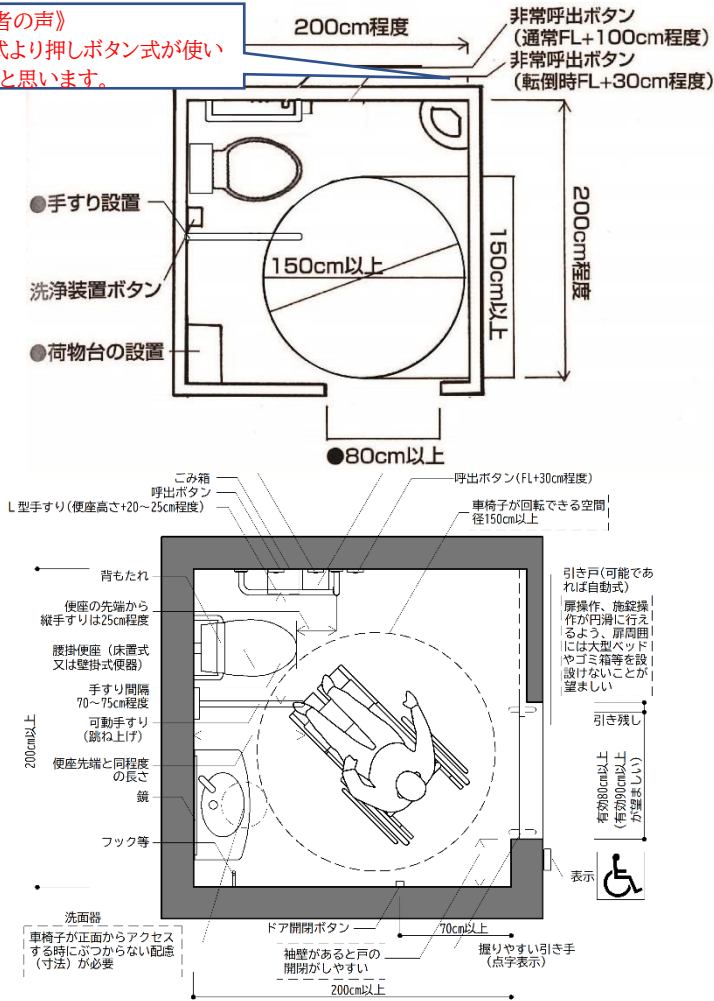
利用者の利用に供する便所を設ける場合は、車いす使用者等が円滑に利用できるようにする。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(1) 便所の構造 車いす使用者用便房の数	<p>(1) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上を次の構造とする。</p> <p>ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所。以下(1)において同じ。)内に、車いす使用者が円滑に利用できる便房(車いす使用者用便房)を1以上設けること。</p> <p>イ 便所内に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を備えた便房を1以上設けること(床面積の合計が2,000㎡未満のものを除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の人が利用する便所を設ける際には、車いす使用者用便房を1以上設置する。 	<p>構造は(2)を参照。</p>
出入口の表示	<p>ウ 便所の出入口又はその付近に、車いす使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出入口表示は、通路の離れたところから見やすいように工夫する。 多数の視覚障がい者が利用する施設の便所では、男子用・女子用・多機能の位置を音声で案内する。 	<p>車いす使用者用便房は、車いす使用者のみでなく、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた保護者等誰もが利用しやすいものであり、便房の出入口付近にはその旨を表示する。</p>
床面の設計	<p>エ 便所内に段を設けないこと。</p> <p>オ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p>		
(2) 車いす使用者用便房の構造 腰掛便座の設計	<p>(2) (1)アの車いす使用者用便房は、次の構造とする。</p> <p>ア 腰掛便座の両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 腰掛便座は、できる限り前方及び両側から移乗しやすい位置に設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 座面の高さは、40～45cm程度とする。 手すりの高さは65～70cm程度とする。 出入口付近で、かつ便器まで直進できる位置に設ける。 設備のレイアウトを左右非対称にし、便器へのアクセスを右側・左側からのどちらでも選択できるようにする。 便器横の移乗スペースは、80cm以上確保する。 手すりの間隔は、70～75cmとする。 	<p>手すりは、利き手や片側にまひがある人などを考慮し、便座の両側に設置し、左右どちらからでも移乗できるように空間を確保する必要がある。</p>
便房内の空間	<p>ウ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること。</p> <p>ただし、床面積の合計が500㎡未満である建築物に設けるものにあつては、車いす使用者が円滑に利用できる空間が確保されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 便房の広さは200cm四方程度とする。 	<p>車いす使用者用便房は、出入口と便座の位置関係等により様々な平面計画がありえることから、具体的な寸法は規定していないが、車いすが転回できるスペースが確保できていることが望ましい。</p>
洗浄装置の構造	<p>エ 洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 腰掛けのまま操作できる位置で、両側に設けることが望ましい。 	<p>不特定多数の人が利用する施設では、洗浄装置を視覚障がい者が探しやすい位置に設</p>

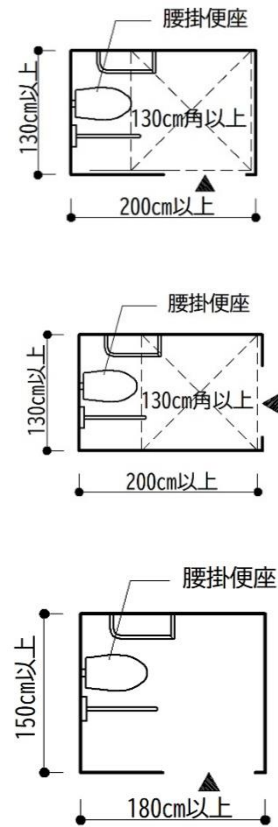
<p>非常警報装置の設置</p>	<p>オ 車いす使用者用便房を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗浄ボタンと非常呼び出しボタンが区別しやすいように位置を離したり、配色を工夫する。 ・ 洗浄装置の表示板などは、点字や浮彫り文字、触覚記号等による表示を行う。 ・ 転倒した場合にも利用できる位置に設置することが望ましい。 ・ 非常警報装置の点滅ライトが見えやすい、背景の色を考慮する。 	<p>置し、操作が分かりやすいものにするなどの配慮が必要。また、同一建築物内では、同一仕様の洗浄装置とすることが望ましい。</p> <p>「転倒した場合にも利用できる位置」とは、床から30cm程度。</p>
<p>その他の設備</p>	<p>カ 荷物台が適切に配置されていること。ただし、床面積の合計が500㎡未満である建築物に設けるものにあつては、この限りでない。</p> <p>キ 出入口の戸には、施錠及び開錠が容易な施錠装置を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手荷物をかけるフックを、車いすの支障とならず、かつ手の届くところに設けることが望ましい。 ・ 便房内に手洗い器を設ける。 ・ ペーパーホルダーは便器の両側に設置する。 ・ 手が不自由、又はペーパーでは不十分な病状の人のため、温水洗浄器を設置する。 ・ サニタリーボックス（汚物入れ）は車いす使用者便房に限らず、一般の男性用トイレにも設ける。 ・ 多機能便房内には、音声案内を設ける。 ・ 便房の戸には、使用中か否かを大きく分かりやすく表示する。 ・ 車いす使用者用便房では、排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣等に使う大型ベッド（ユニバーサルシート）を設ける。 ・ 温水が出るシャワーを設置する。 	<p>「転倒した場合にも利用できる位置」とは、床から30cm程度。</p> <p>サニタリーボックス（汚物入れ）は手の届く範囲に一般より大きいものを設ける。</p>
<p>オストメイト対応の設備</p>	<p>(再掲) (1) イ 便所内に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を備えた便房を1以上設けること（床面積の合計が2,000㎡未満のものを除く。）。</p> <p>ク 旅客施設や床面積の合計が5,000㎡以上の建築物に設ける車いす使用者用便房（不特定多数者が利用するものに限る。）の1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設けること。</p>	<p>人工肛門、人工ぼうこう保有者(オストメイト)の方が、パウチ(便や尿をためておくために装着する袋)や汚れ物、汚れた衣服を洗浄する設備を設けることが必要である。</p>	<p>人工肛門、人工ぼうこう保有者(オストメイト)の方が、パウチ(便や尿をためておくために装着する袋)や汚れ物、汚れた衣服を洗浄する設備を設けることが必要である。</p>

■ 便房の例 1 (車いす使用者が利用できる十分な空間の確保)

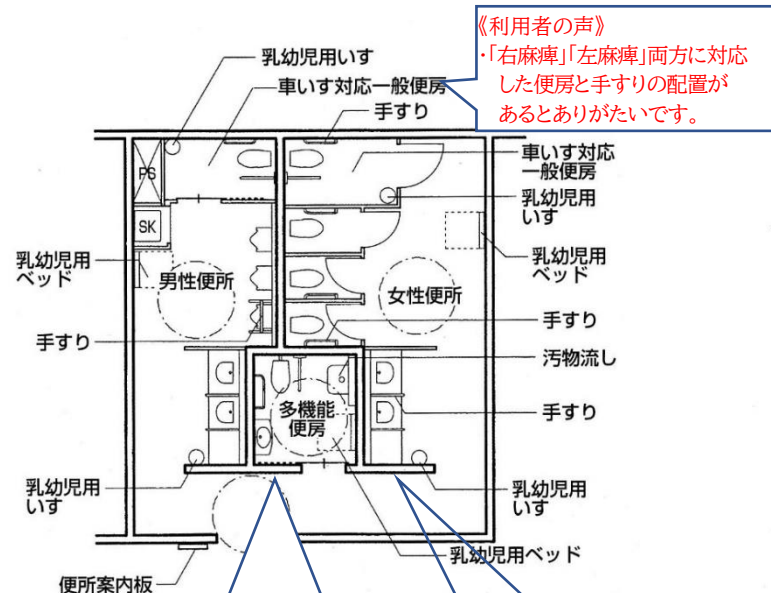
《利用者の声》
・ひも式より押しボタン式が使い
やすいと思います。



■ 便房の例 2 (車いす使用者が利用できる空間の確保)



■ 便所

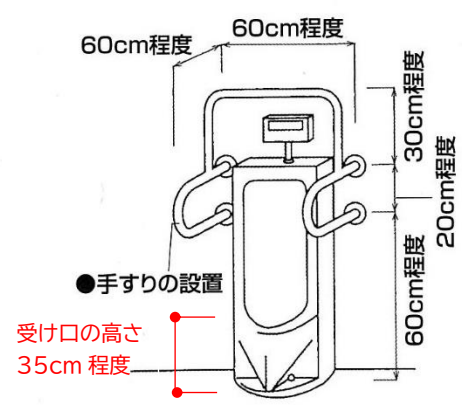


《利用者の声》
・「右麻痺」「左麻痺」両方に対応した便房と手すりの配置があるとありがたいです。

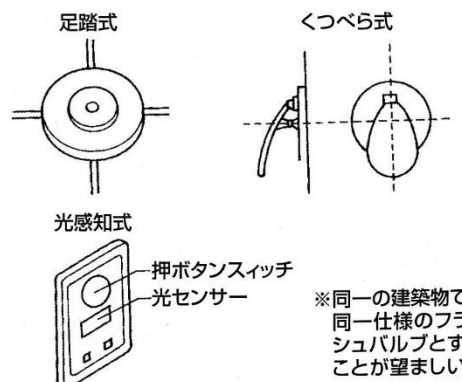
《利用者の声》
・出入口の表示を解りやすくするだけでなく、男女でレイアウトを変える、各階の配置をそろえるなどして使いやすくしてほしいです。
・多くの人が利用するホールなどでは、トイレとホールの距離に配慮してほしいです。
・各階の案内板には、トイレの配置(手すりがどちら側についているかなど)が示されていると分かりやすいです。

《利用者の声》
・多目的トイレを設ける場合、誰もが使いやすい場所(男女が共用できる独立した場所)に整備してほしいです。
・一般のトイレを利用できる方は一般のトイレを利用するよう心がけてほしいです。

■ 床置き式小便器と手すりの設置例



■ フラッシュバルブの例



※同一の建築物では同一仕様のフラッシュバルブとすることが望ましい。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
(3)男子用小便器の構造	(3) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、その1以上に、手すりが適切に配置された床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けなければならない。		松葉杖使用者、高齢者等の利用に配慮し、手すりを設けることとしている。 小便器の受け口の高さは35cmとする。
(4)点字等による案内	(4) 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する便所を付設近ける場合には、出入口又はそのに、必要に応じ、点字による案内設備を設けなければならない。		触知図等により、便所内の構造を案内することが望ましい。
(5)乳児用いす、乳児用ベッドの設置	(5) 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に不特定多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、乳児用いす又は乳児用ベッドを設けること。		女性用便所だけでなく、男性用便所にも設けることが必要である。 乳児用ベッドは戸の開閉に支障のない配置とする。

■人工肛門、人工ぼうこう保有者（オストメイト）について

■オストメイトとは

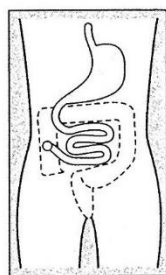
大腸がん、ぼうこうがんなどの治療のため人工肛門、人工ぼうこうなどのように、手術で人工的に腹部に「排泄口」（ギリシャ語でストーマ）をつくった人のことで、日本には約20万人以上のオストメイトがいるといわれている。手術前とほとんど変わらない生活ができるが、多くの方が外出先での排泄に悩んでいる。

■ストーマの種類について

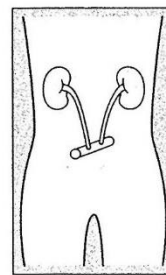
ストーマを持つと肛門のように便意や尿意を感じたり我慢したりすることが難しくなることから、自分の意志とは関係なく出てきてしまう便や尿を管理するために、排泄物を受けとめるための袋「パウチ」をストーマの上に貼り排泄物を処理している。



コロストミー
(結腸ストーマ)
便は軟便～固形



イレオストミー
(回腸ストーマ)
便はたいてい水様



ウロストミー
(人工膀胱)
腎臓から回腸の一部などを経て尿を排泄する

■排泄処理方法について

パウチに溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があり、同時に、パウチや腹部の洗浄する必要がある。従って、オストメイトの方が外出の際に困ることとして次のことが挙げられる。

- ・汚れた補装具(パウチ)や衣服、身体を洗う設備がない
- ・冬場でも腹部を洗いたいのにな水しか出ない
- ・着替えや補装具(パウチ)などを一時置きする場所がない
- ・パウチを正しく装着できているか確かめたいが、下腹部が映る鏡がない
- ・外見上は健常者と変わらないので、入口の表示が障がい者だけだと車いす用トイレに入りづらい

(9) 駐車場 (規則別表 2 1 建築物の表 6 の項)

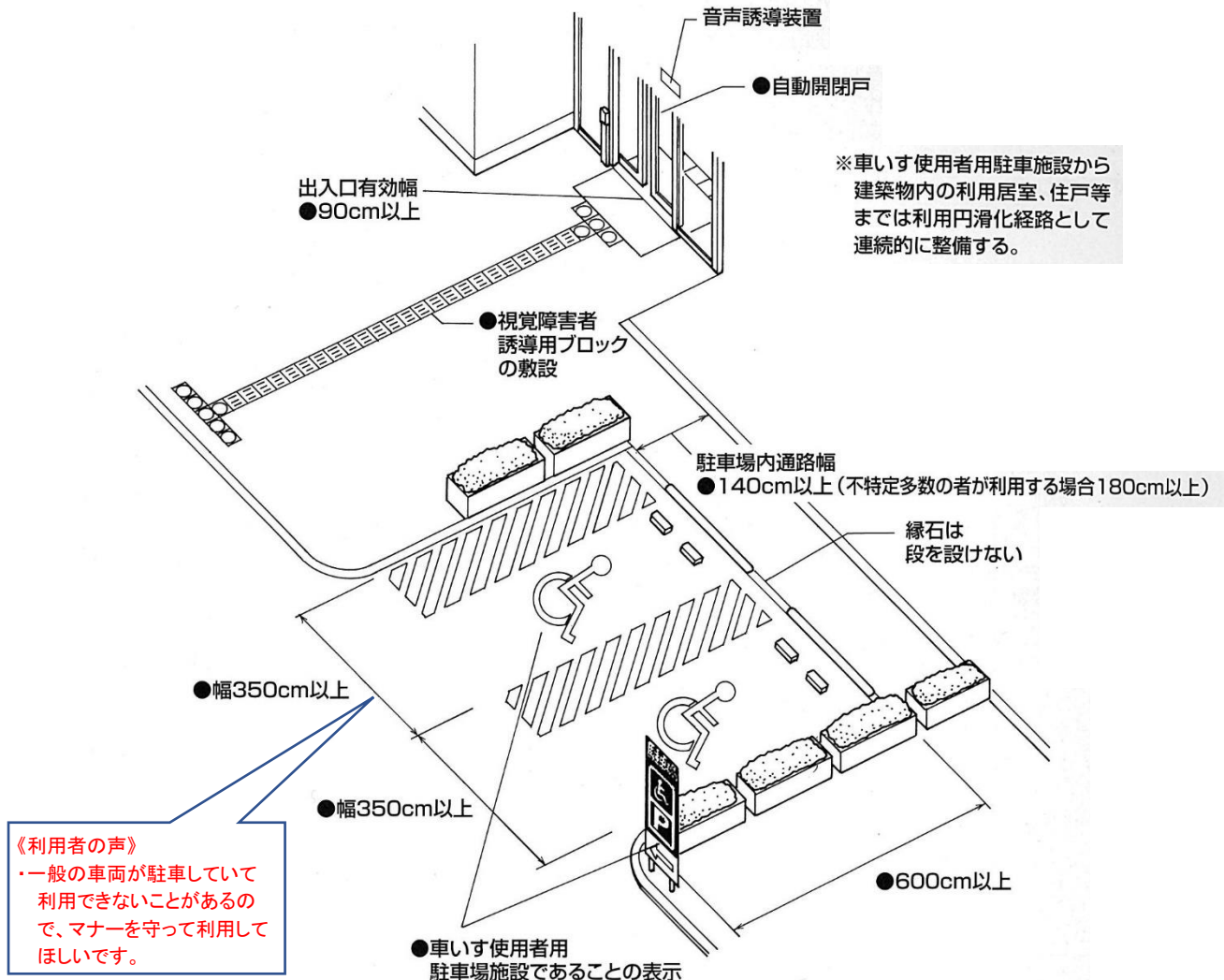
障がい者や高齢者等にとって、自動車は日常生活における外出手段の中でも最も便利なものである。したがって、どの建築物にも車いす使用者が利用できる駐車場を整備することが望ましい。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
(1) 車いす使用者用 駐車施設の設置	(1) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち 1 以上に、車いす使用者用駐車施設を 1 以上 (全駐車施設数が 100 を超える場合は、施設総数の 1/100 以上) 設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 全駐車施設数 200 台以下の場合 ⇒ 全駐車台数 ×1/50 以上 全駐車施設数 200 台超過の場合 ⇒ 全駐車台数 ×1/100 + 2 以上 	
(2) 車いす使用者用 駐車施設の構造 幅・奥行き	(2) (1) の車いす使用者用駐車施設は、次の構造とする。 ア 幅は 350cm 以上、奥行きは 600cm 以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 以外に、歩行が困難でも幅の広い区画を必要としない人のために、幅の広い区画に加えて、施設の出入口に近い 3.5m 未満の幅の駐車区画を設ける。 場内には必要に応じ、屋根・ひさし又は消融雪装置を設ける。 	<p>「幅 350cm」とは、自動車のドアを全開にした状態で、車いすから自動車へ容易に乗降できる幅で、普通車用駐車スペース(210cm)に車いすが転回でき、介護者が横に付き添えるスペース(140cm)を見込んだものである。</p> <p>「奥行き 600cm」とは、通常の駐車スペースの奥行き(500cm)に若干の余裕を見込んだものである。</p>
表示	イ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該駐車施設が車いす使用者用駐車施設である旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示すること。ただし、共同住宅に設ける駐車施設を除く。		<p>車いす使用者用駐車施設と一般用駐車場とを区別するためのものである。建て看板や、駐車スペースの床面に「国際シンボルマーク」を塗装表示する等、運転席から判別しやすいようにする。</p> <p>なお、共同住宅について整備を免除しているのは、共同住宅の駐車場は主に入居者のものであり、表示がなくても車いす使用者用駐車施設が判別できるという考えからである。</p>
位置	ウ 利用円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 立体駐車場や地下駐車場では、エレベーター付近に設置する。 	<p>「7 利用円滑化経路」を参照。</p>
(3) 誘導表示	(3) 車いす使用者用駐車施設を設ける場合 (共同住宅に設ける場合を除く。) には、道路から駐車場へ通ずる出入口付近に車いす使用者用駐車施設がある旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示し、かつ、道路から駐車場へ通ずる出入口から車		<p>共同住宅について整備を免除しているのは、共同住宅の駐車場は主に入居者のものであり、誘導がなくても車いす使用者用駐車施設まで到達できるという考えからである。</p>

いす使用者用駐車施設までの経路について誘導のための表示を行うこと。

■ 車いす使用者用駐車施設

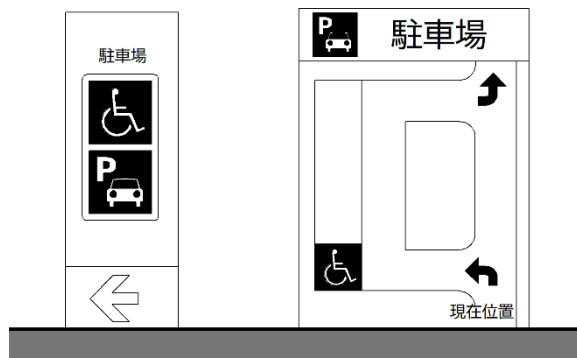
■ 車いす使用者用駐車施設の整備例



■ 車いす使用者用駐車施設の標識の例



■ 駐車場の案内標識の例



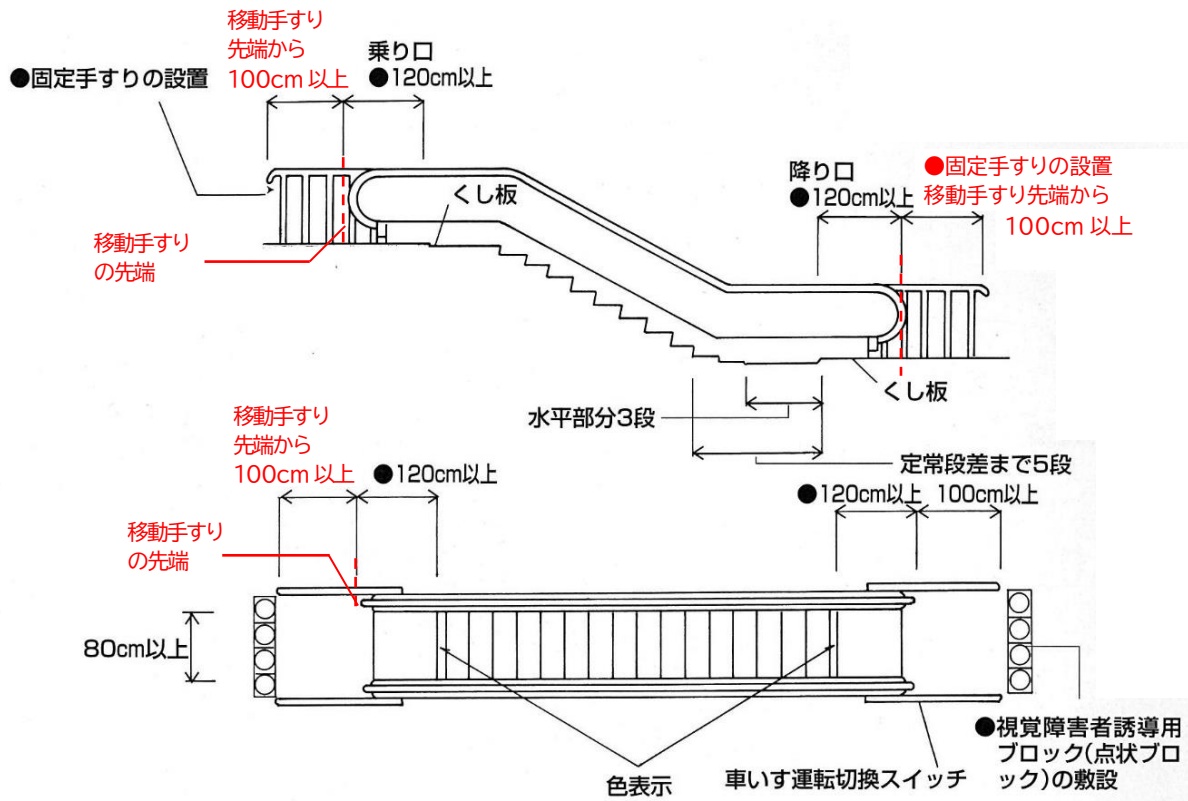
(10)エスカレーター（規則別表2 1 建築物の表9の項）

エスカレーターは大量に人が垂直移動するのに有効な手段であり、特に高齢者や歩行困難者にとっては便利な設備である。しかし、転倒時等には大きな事故となる危険もあるため、誰でも安全に利用できるように配慮が必要である。

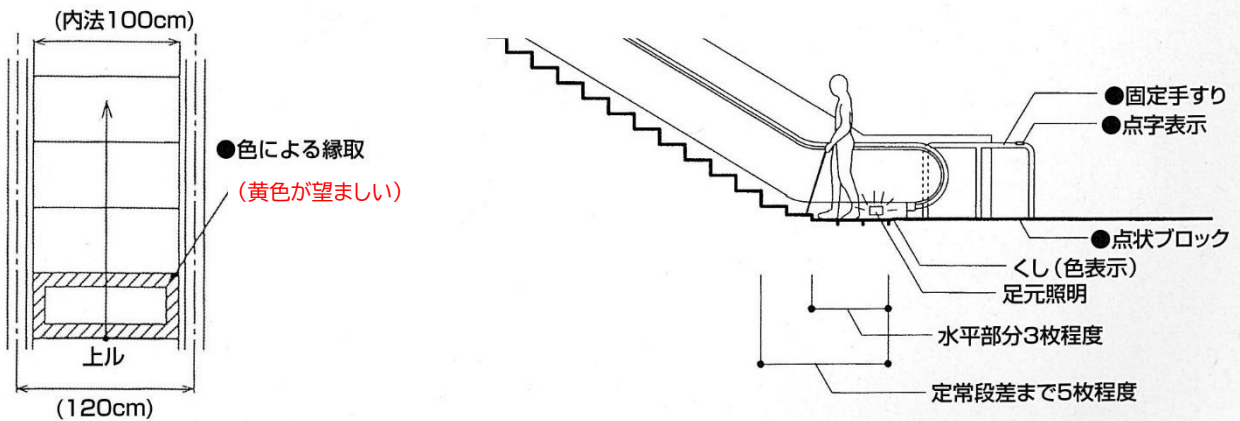
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
乗降口での手すりの設置	<p>多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するエスカレーターを設ける場合には、次の構造とする。</p> <p>ア 乗降口部分の移動手すりは水平部分を 120cm 以上とし、これと連続する固定手すりを設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 乗降口に隣接したステップの水平部分は、3 枚以上とする。 	<p>歩行困難者の場合、移動手すりの動きに足がついていけずに転倒することがあるので、乗降口には移動手すりの先端から長さ 100cm 以上の固定手すりを移動手すりに連続して設ける。</p> <p>固定手すりの高さは、80～110cm で、ハンドレールの高さに合わせて。</p>
表面の仕上げ	<p>イ 踏み段及びくし板の表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> くし歯は薄くする。 	
縁の表示	<p>ウ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差を大きくする等、段を容易に識別できるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 縁の色はできれば黄色とする。 	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	<p>エ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するエスカレーターには、乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、かつ、アの固定手すりに誘導灯のための点字表示を行うこと。</p>		<p>点状ブロックにより、エスカレーターの存在を警告する。</p> <p>点字により、エスカレーターの昇降方向を表示する必要がある。</p>
その他		<ul style="list-style-type: none"> 幅 100cm 程度とする。 定常段差までのステップは 5 枚程度とする。 昇り下り両方向のエスカレーターを設置することが望ましい。 	

■ エスカレーターの整備

■ エスカレーターの整備例



■ ステップ部の縁取りの例



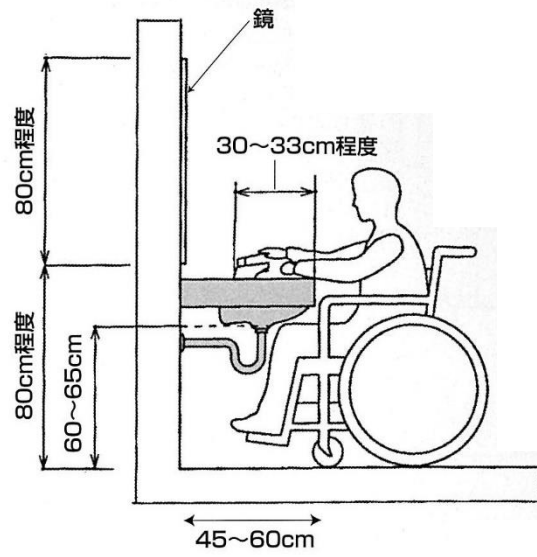
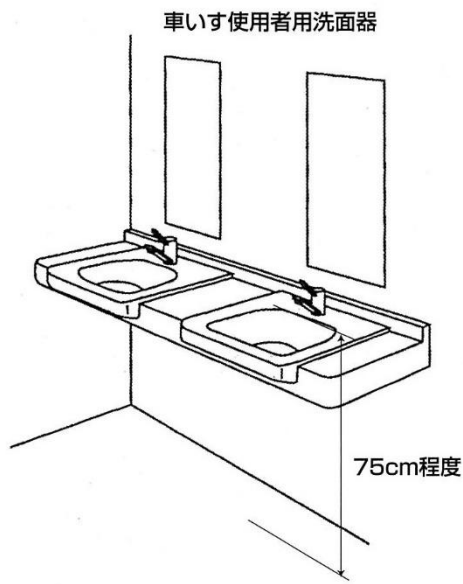
(11)洗面所（規則別表 2 1 建築物の表 10 の項）

洗面所は、手を洗うだけでなく、身つくろいもするところであり、車いす使用者だけでなく、誰でも気軽に利用できるよう配慮する必要がある。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
床面の構造	<p>多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する洗面所（客室に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち 1 以上を次の構造とする。</p> <p>ア 段を設けないこと。</p> <p>イ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。 	
洗面器の高さ	<p>ウ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器及び鏡を 1 以上設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鏡は洗面器上端から 100cm 以上の高さとする。 	<p>高さは 75cm 程度とする。</p> <p>洗面器の下部に高さ 65cm、奥行き 55cm 程度の空間を設ける。</p> <p>鏡は洗面器上端から設置する。</p>
水栓器具の配慮	<p>エ 洗面器の 1 以上には、手すりを設け、かつ、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を 1 以上設けること。</p>		<p>手すりは両側手すりとする。</p> <p>水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。</p> <p>ウとエは、必ずしも同じ場所でもなくともよい。</p>
その他		<ul style="list-style-type: none"> コンセント等の位置は、車いす使用者等の利用に配慮する。 	

■ 洗面所の整備例

■ 洗面器の整備例

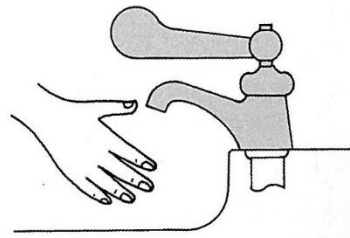


■ 水洗器具の例

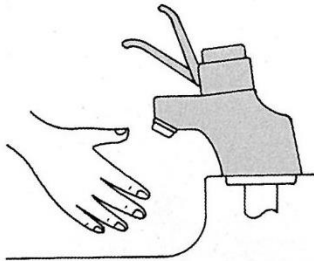
光感知式水洗



レバー式立水栓



レバー式混合栓



(12)浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室（以下「浴室等」という。）（規則別表2

1 建築物の表11の項）

浴室は、障がい者、高齢者等にとって特に転倒の危険性が高い場所であるため、安全かつ円滑に利用できるように整備する必要がある。

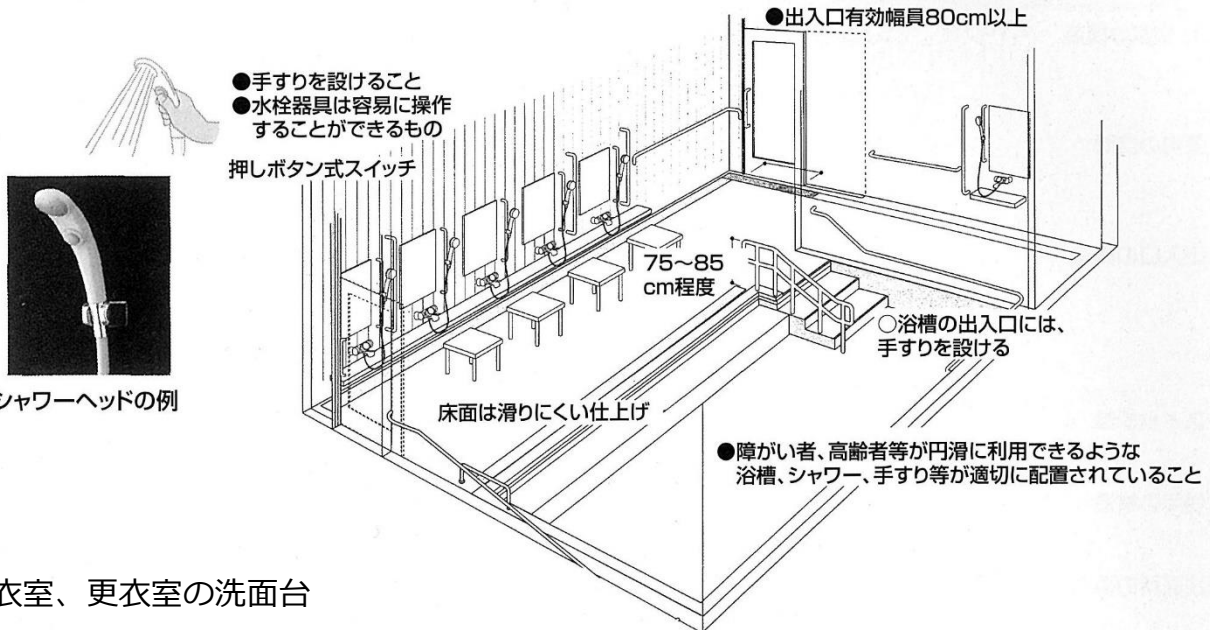
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
床面の形状、仕上げ	<p>病院、ホテル等、老人ホーム・身体障がい者ホーム等、老人福祉センター等、運動施設、宿泊施設に多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する浴室等（客室に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次の構造とする。</p> <p>ア 室内には、構造上やむを得ない場合を除き、階段又は段を設けないこと。</p> <p>イ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p>		
手すりの設置	<p>ウ 必要に応じ、手すりを設けること。</p>		水平及び垂直に取り付ける
室内の空間	<p>エ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p>		
浴槽の高さ	<p>オ 浴槽は、縁の高さ等を障がい者、高齢者等の安全な利用に配慮したものとすること。</p>		安全な利用に配慮した縁の高さを、50cm以下とする。
いす等の設置	<p>カ 浴室及びシャワー室にいすを設けること。</p>		いすとは、シャワー用車いす、ポータブルシャワーチェア、壁掛け式折り畳みいすが想定される。
水栓器具	<p>キ 浴室及びシャワー室には、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 冷温水の区分は点字でも表示することが望ましい。 シャワーは原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッド掛けを上下2カ所に設けるか、可動式とする。 床面からの高さ40～45cm程度とし、移乗台と連続して設置することが望ましい。 更衣室は、男女別ともに異性介助が可能な共用更衣室を設ける。 男女それぞれの更衣室に、多機能トイレを用意する。 非常用ボタンを設置し、点字表示を併用することが望ましい。 ロッカーの高さは、車いす使用者に配慮し、下部に 	水栓はレバータイプが使いやすい。
脱衣ベンチの設置	<p>ク 脱衣室及び更衣室には、車いす使用者が円滑に利用できる高さの脱衣用ベンチを1以上設けること。</p>		安全のためやけど防止機能付き、あるいはサーモスタット制御のバルブがあること。
その他			脱衣ベンチとは、アクセシブルなベンチやベッドを指す。

は車いすのフットレストが入るスペースを確保する。

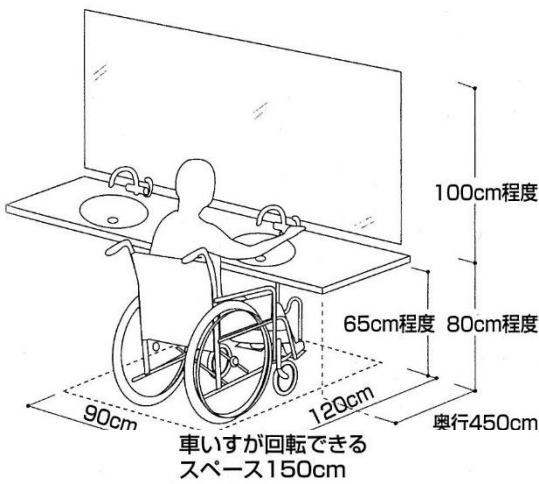
- ・ 脱衣ロッカーは、補装具（義手・義足・杖など）を入れるため、大きめのものを設ける。

■ 浴室等の整備

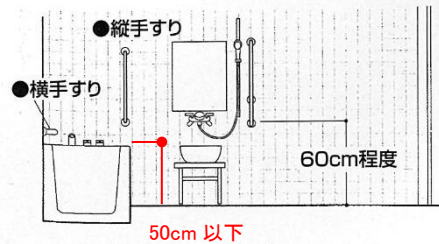
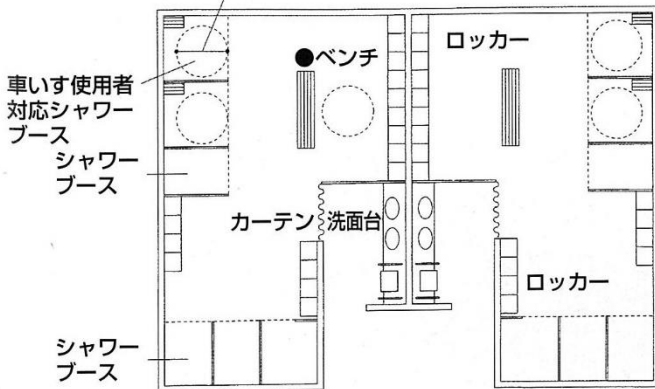
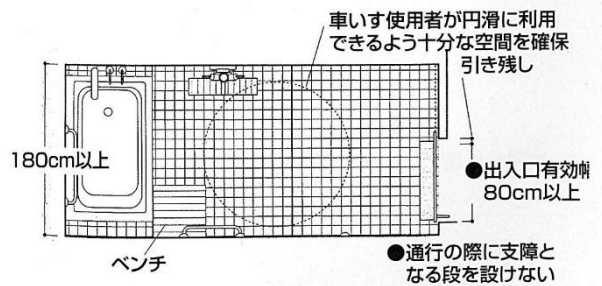
■ 共同浴室の整備例



■ 脱衣室、更衣室の洗面台



■ 車いす使用者に対応した浴室



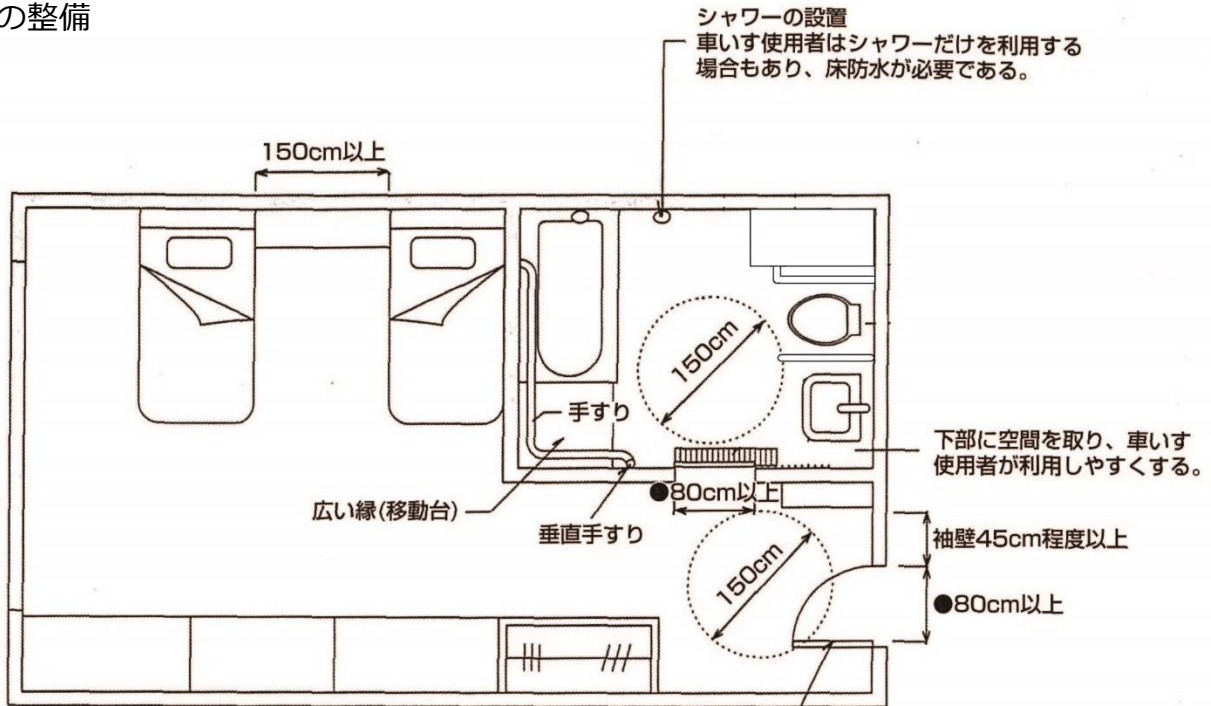
(13)客室（規則別表 2 1 建築物の表 1 2 の項）

宿泊機能をもつ施設においては、車いす使用者等の利用に配慮する。

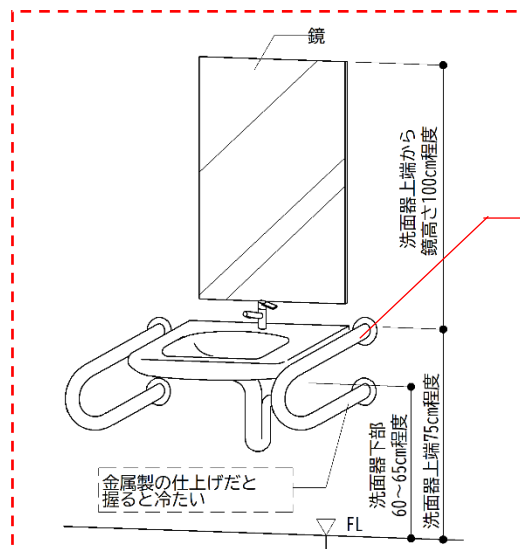
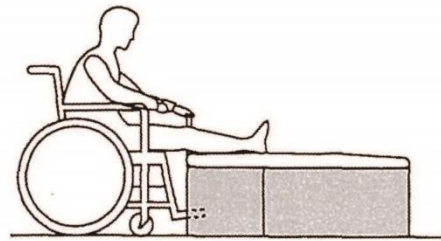
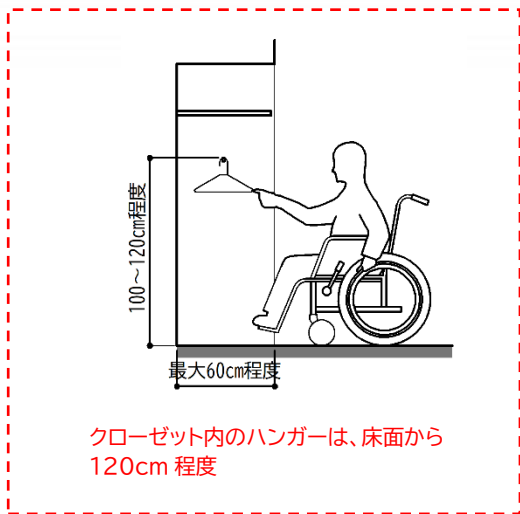
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(1)客室の構造	(1) 宿泊施設（床面積の合計が 2,000 m ² 未満のものを除く。）であって、客室の総数が 50 室以上のものに設ける客室のうち、当該客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、次に掲げるものでなければならない。		
室内の空間	ア 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保され、かつ、ベッド、手すり等が適切に配置されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベッドの高さは、車いす使用者にも使いやすい 40～45cm 程度とする。 ・ 床は滑りにくい仕上げとし、毛足の長いじゅうたんなどは避ける。 ・ クローゼット内のハンガーは、床面から 120cm 程度の低位置で利用できるハンガーパイプを取り付ける。 ・ 85cm 以上とする。 	<p>客室は様々な平面計画が想定されるため、空間（床面積）の具体的数値等を規定していないが、車いすが転回できるスペースを確保するなど、配慮が必要である。</p> <p>ベッド片側の通路は最低 80cm 確保することを想定する。</p>
出入口の構造	イ 出入口の幅は、内のを 80cm 以上とすること。 ウ 戸は障がい者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		「容易に開閉して通過できる」とは、U 字型レバータイプ、プッシュプルハンドルなど操作しやすいハンドルなどが考えられる。
スイッチ類	エ スイッチ類は、車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ スイッチ類は、床面から 85～120cm 程度で、なるべく低い位置に設置する。 ・ 照明はベッド上からでも操作できるよう配慮する。 ・ スタンド/ランプのスイッチはわかりやすい場所にあり、細かい指の動きに支障があるなど巧緻障害のある人でも操作できる構造・作りであるとともに、操作方法やオン・オフの状態もわかりやすいものとする。 	車いす使用者が手の届く位置に設置すること。
便所の構造	オ 便所は p 94（「8 便所」）(1)ウ及びエ、(2)アからキまでに定めるものとする。		
洗面所の構造	カ 洗面所は、p 102（「11 洗面所」）アからエまでに定めるものとする。		
浴室の構造	キ 浴室等は、次に掲げるものであること。		洗面器の手すりと便房の手すりは、隣り合う場合に兼用することも可とする。

<p>聴覚障がい者及び視覚障がい者への配慮</p>	<p>(ア)p104（「12 浴室等」）イからクまでに定めるものとする。</p> <p>(イ)段を設けないこと。</p> <p>(ウ)施設を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。</p> <p>ク ファクス、点字付き電話機 その他聴覚障がい者及び視覚障がい者が円滑に利用できるよう配慮した設備を設けること。</p> <p>ケ 聴覚障がい者に配慮した非常警報装置を設けること。</p>		<p>聴覚障がい者への配慮として、非常時連絡用のフラッシュライトなど聴覚障がい者用屋内信号装置、点滅灯・音量増幅装置付き電話機を設置する。</p> <p>視覚障がい者への配慮として、部屋番号（算用数字）を浮き出したものとするなど、配慮すること。</p>
<p>(2)客室の位置</p>	<p>(2) (1)の客室は、非常時に避難しやすい場所に設けること。</p>		

■ 客室の整備



一般的には引戸が望ましいが用途によっては引戸が避けられない場合は簡単に開閉できる構造のものとする。



洗面器手すりは、便房が隣り合う場合に片方を兼用することも可とする。